新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第 50 号
令和元年10月25日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

告　示
545　指定代理納付者の指定（地域政策課）
546　災害救助法による救助の実施（防災企画課）
547　救急病院等の指定（医務薬事課）
548　保安林の指定予定（治山課）
549　道路の区域変更（道路管理課）
550　道路の供用開始（道路管理課）
551　道路の区域変更（道路管理課）
552　道路の供用開始（道路管理課）
553　道路の区域変更（道路管理課）
554　道路の供用開始（道路管理課）
555　道路の区域変更（道路管理課）
556　道路の区域変更（道路管理課）
557　道路の供用開始（道路管理課）
公　告
大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
大規模小売店舗の新設（商業・地場産業振興課）
一般競争入札の実施（出納局会計検査課）
病院局公告
一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
教育委員会公告
令和２年４月県立高等学校の全日制・定時制等の生徒募集（高等学校教育課）
令和２年４月県立中等教育学校の生徒募集（高等学校教育課）
公安委員会規則
5　不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則（警務課）
6　組織改正等に伴う関係規則の整理に関する規則（警務課）
正　誤
令和元年７月12日付け県報第20号告示第232号中（道路建設課）

告　示

◎新潟県告示第545号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２第６項に規定する指定代理納付者を指定した。

令和元年10月25日

新潟県知事　花　角　英　世

１　指定代理納付者の住所及び名称
東京都渋谷区道玄坂１－14－６
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
２　指定代理納付者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入

３　指定期間

令和元年10月10日から令和２年３月31日まで

◎新潟県告示第546号

令和元年台風第19号に伴う災害に関し、10月12日から糸魚川市、妙高市及び上越市の区域において災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する。

また、同法第13条第１項の規定により、同法第７条から第10条までに規定する事務を、糸魚川市長、妙高市長及び上越市長が行うこととする。

令和元年10月25日

新潟県知事　花　角　英　世

◎新潟県告示第547号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条に規定する救急病院である。

令和元年10月25日

新潟県知事　花　角　英　世

１　名　　称　県立加茂病院

２　所 在 地　加茂市青海町１丁目９番１号

３　有効期間　令和元年11月14日から

令和４年11月13日まで

◎新潟県告示第548号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年10月25日

新潟県知事　花　角　英　世

１　保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市新座字御塚甲925、甲926、甲928、甲929

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年10月25日

新潟県知事　花　角　英　世

１　道路の種類　一般国道

２　路　線　名　117号

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長

十日町市中条甲2064番３から 同市中条甲2064番２まで	新	11.6～14.1メートル	89.2メートル
	旧	11.6～13.6メートル	89.2メートル

◎新潟県告示第550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年10月25日

新潟県知事　花　角　英　世

１　路　線　名　一般国道　117号

２　供用開始の区間

十日町市中条甲2064番３から同市中条甲2064番２まで

３　供用開始の期日　令和元年10月25日

◎新潟県告示第551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年10月25日

新潟県知事　花　角　英　世

１　道路の種類　一般国道

２　路　線　名　117号

３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市中条己2935番１から 同市中条己2830番１まで	新	12.4～17.3メートル	94.8メートル
	旧	9.1～17.3メートル	94.8メートル

備考　路線の重用

全区間一般国道252号と重用

１　道路の種類　一般国道

２　路　線　名　252号

３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市中条己2830番１から 同市中条己2935番１まで	新	12.4～17.3メートル	94.8メートル
	旧	9.1～17.3メートル	94.8メートル

備考　路線の重用

全区間一般国道117号と重用

◎新潟県告示第552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年10月25日

新潟県知事　花　角　英　世

１　路　線　名　一般国道　117号

２　供用開始の区間

十日町市中条己2935番１から同市中条己2830番１まで

３　供用開始の期日　令和元年10月25日

◎新潟県告示第553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年10月25日

新潟県知事　花　角　英　世

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　田沢水沢線

３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市馬場癸4667番１から同市馬場癸4664番１まで	新	15.5～32.4メートル	55.8メートル
	旧	15.5～32.4メートル	55.8メートル

◎新潟県告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年10月25日

新潟県知事　花　角　英　世

１　路　線　名　県道　田沢水沢線

２　供用開始の区間

十日町市馬場癸4667番１から同市馬場癸4664番１まで

３　供用開始の期日　令和元年10月25日

◎新潟県告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年10月25日

新潟県知事　花　角　英　世

１　道路の種類　一般国道

２　路　線　名　253号

３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延長

十日町市八箇字南原丙40番３から 同市八箇字南原丙40番１まで	新	18.8～36.0メートル	40.4メートル
	旧	18.8～36.0メートル	40.4メートル

◎新潟県告示第556号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年10月25日

新潟県知事　花　角　英　世

１　道路の種類　一般国道

２　路　線　名　405号

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
上越市安塚区下船倉字茶屋1426番２から 同市安塚区下船倉字茶屋1412番１まで	新	5.5～26.4メートル	177.2メートル
	旧	4.7～18.8メートル	180.0メートル

◎新潟県告示第557号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年10月25日

新潟県知事　花　角　英　世

１　路　線　名　一般国道　405号

２　供用開始の区間

上越市安塚区下船倉字茶屋1426番２から同市安塚区下船倉字茶屋1412番１まで

３　供用開始の期日　令和元年10月25日

公　告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年10月25日

新潟県知事　花　角　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　長岡駅東トーアショッピングセンター

所在地　長岡市今朝白２丁目５番15号

設置者　株式会社東亞

２　変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

・株式会社ココカラファインヘルスケア

（変更前）午前10時00分から午後９時00分

（変更後）午前８時00分から午後12時00分

３　変更年月日

令和元年10月10日

４　変更の理由

小売業を行う者の開店時刻の繰り上げと閉店時刻の繰り下げを行うため。

５　届出年月日

令和元年10月９日

６　縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

（なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。）

７　縦覧期間

令和元年10月25日から令和２年２月25日まで

８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課　商業振興係

電　　話　025－280－5237

Ｅメ ー ル　ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年10月25日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　コメリハード＆グリーン紫雲寺店・ツルハドラッグ紫雲寺店

所在地　新発田市稲荷岡字原付804番地　外

２　大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

・氏名又は名称　株式会社コメリ

法人代表者氏名　代表取締役　捧　雄一郎

住所　新潟市南区清水4501番地１

・他１者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

・氏名又は名称　株式会社コメリ

法人代表者氏名　代表取締役　捧　雄一郎

住所　新潟市南区清水4501番地１

・他１者

３　大規模小売店舗の新設をする日

令和２年６月10日

４　大規模小売店舗の店舗面積の合計

計1,958平方メートル

５　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

・位置　届出書に添付された図面のとおり

・収容台数　計46台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数
・位置　届出書に添付された図面のとおり
・収容台数　計10台
(3) 荷さばき施設の位置及び面積
・位置　届出書に添付された図面のとおり
・面積　計48.0平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
・位置　届出書に添付された図面のとおり
・容量　計9.56立方メートル
6　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
・株式会社コメリ
午前７時00分から午後８時00分
・株式会社ツルハ
午前６時00分から午後12時00分
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
・駐車場１
午前６時30分から午後８時30分
・駐車場２
午後５時30分から翌午前０時30分
(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
・出入口の数　３箇所
・位置　届出書に添付された図面のとおり
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
・荷さばき施設１
午前７時00分から午後８時00分
・荷さばき施設２
午前６時00分から午後９時00分
7　届出年月日
令和元年10月９日
8　縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
（なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。）
9　縦覧期間
令和元年10月25日から令和２年２月25日まで
10　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課　商業振興係
電　　話　025－280－5237
Ｅメ ー ル　ngt050020@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、警報機付きポケット線量計の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和元年10月25日

新潟県知事　花　角　英　世

1　入札に付する事項
(1) 購入等件名及び数量
警報機付きポケット線量計　1,592台
(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和２年３月13日（金）

(4) 納入場所

新潟県柏崎刈羽原子力防災センター

新潟県柏崎市三和町５－48

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

３　入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号　950－8570

新潟県新潟市中央区新光町４番地１

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号　025－280－5490

Ｅメール　ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断したものにあっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和元年12月５日（木）　午後５時

(5) 開札の日時及び場所

令和元年12月６日（金）　午後１時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

４　その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和元年11月11日（月）午後５時までに、上記３(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和元年11月25日（月）午後５時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記３(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求め

られた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(9) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年６月新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

５ Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Pocket dosimeter with warning alarm: [1,592] units

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00P.M. November 25, 2019

(3) Date of bid opening:

1:30P.M. December ６, 2019

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division
Bureau of the Treasury
Niigata Prefectural Government
４－１ Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture
950－8570
JAPAN
TEL: 025－280－5490
E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、令和元年度信頼される県立病院づくり調査事業委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年10月25日

新潟県病院事業管理者　岡　俊幸

１ 入札に付する事項

(1) 委託案件の名称

令和元年度信頼される県立病院づくり調査事業委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限

令和２年２月28日（金）

(4) 納入場所

新潟県病院局経営企画課

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社及び営業所等名称は問わない。）が所在するものであること。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認申請書を提出した者であること。

(6) 過去５年以内に本委託業務と同等以上又は類似する業務の契約を締結し、履行した実績があることを証明した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

３　入札説明書の交付期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間

本公告日から令和元年11月６日（水）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第５号）第１条第１項各号に規定する日を除く。）の各日の午前８時30分から午後５時15分まで

(2) 交付場所

郵便番号　950－8570
新潟県新潟市中央区新光町４番地１
新潟県病院局経営企画課企画係
電話番号　025－280－5553

(3) 問合せ等

入札説明書による。

４　入札参加資格確認書類の提出

(1) 入札参加希望者は令和元年11月７日（木）午前10時までに、入札説明書に定める入札参加資格を証する書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は、令和元年11月６日（水）に必着させるとともに、書留郵便を利用すること。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出場所は３(2)とする。

(3) 入札参加資格確認申請書の様式は入札説明書による。

５　入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和元年11月12日（火）午後２時00分

(2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町４番地１
新潟県庁行政庁舎16階入札室

６　その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の５に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第５号。以下「規程」という。）第196条第３項第１号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第３項第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記３(2)で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否　要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア　契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ　詳細は入札説明書による。

教育委員会公告

令和２年４月県立高等学校の全日制・定時制等の生徒募集について（公告）

令和２年４月県立高等学校の全日制の課程・定時制の課程のそれぞれの第１学年に入学させる生徒並びに通信制の課程の生徒を次により募集する。

令和元年10月25日

新潟県教育委員会　教育長　　稲　荷　善　之

１　全日制の課程

学　校　名	学科名	学級数	生徒数
村上高等学校	普　　通	４学級	160人
村上桜ヶ丘高等学校	総　　合 (単位制)	４学級	160人
中条高等学校	普　　通	３学級	120人
新発田高等学校	普　　通	６学級	240人
	理　　数	１学級	40人
	計	７学級	280人
新発田南高等学校	普　　通	４学級	160人
	機械工学	１学級	40人
	建築工学	１学級	40人
	土木工学	１学級	40人
	電子情報工学	１学級	40人
	計	８学級	320人
新発田農業高等学校	生物資源	２学級	80人
	食品科学	１学級	40人
	環境科学	１学級	40人
	計	４学級	160人
新発田商業高等学校	商　　業	３学級	120人
	情報処理	１学級	40人
	計	４学級	160人
阿賀野高等学校	普　　通	３学級	120人
豊栄高等学校	普　　通	２学級	80人
新潟高等学校	普　　通	７学級	280人
	理　　数	２学級	80人

	計	9学級	360人
新潟中央高等学校	普　通	5学級	200人
	普通(学究コース)	2学級	80人
	食　物	1学級	40人
	音　楽	1学級	40人
	計	9学級	360人
新潟南高等学校	普　通	8学級	320人
	普通(理数コース)	1学級	40人
	計	9学級	360人
新潟江南高等学校	普　通	7学級	280人
新潟西高等学校	普　通	7学級	280人
新潟東高等学校	普　通	7学級	280人
新潟北高等学校	普　通	5学級	200人
新潟工業高等学校	機　械	2学級	80人
	電　気	2学級	80人
	建築(建築コース)	1学級	40人
	建築(建築設備コース)	1学級	40人
	土　木	1学級	40人
	工業化学	1学級	40人
	計	8学級	320人
新潟商業高等学校	総合ビジネス	4学級	160人
	情報処理	2学級	80人
	国際教養	2学級	80人
	計	8学級	320人
新潟向陽高等学校	普　通 (単位制)	5学級	200人
巻高等学校	普　通 (単位制)	7学級	280人
巻総合高等学校	総　合 (単位制)	5学級	200人
新津高等学校	普　通	6学級	240人
新津工業高等学校	工業マイスター	1学級	40人
	生産工学	1学級	40人
	ロボット工学	1学級	40人
	日本建築	1学級	30人
	計	4学級	150人
新津南高等学校	普　通	4学級	160人
白根高等学校	普　通	2学級	80人
五泉高等学校	総　合 (単位制)	5学級	200人
村松高等学校	普　通	2学級	80人
阿賀黎明高等学校	普　通	2学級	80人
三条高等学校	普　通	6学級	240人
三条東高等学校	普　通	6学級	240人
新潟県央工業高等学校	機械加工	1学級	40人
	電子機械	1学級	40人
	情報電子	1学級	40人
	建設工学	1学級	40人
	計	4学級	160人

三条商業高等学校	総合ビジネス	４学級	160人
吉田高等学校	普　　通	３学級	120人
分水高等学校	普　　通	２学級	80人
加茂高等学校	普　　通	４学級	160人
加茂農林高等学校	生産技術	２学級	80人
	環境緑地	１学級	40人
	食品技術	１学級	40人
	生物工学	１学級	40人
	計	５学級	200人
長岡高等学校	普　　通	６学級	240人
	理　　数	２学級	80人
	計	８学級	320人
長岡大手高等学校	普　　通	６学級	240人
	家　　政	１学級	40人
	計	７学級	280人
長岡向陵高等学校	普　　通	５学級	200人
長岡農業高等学校	生産技術	２学級	80人
	食品科学	１学級	40人
	生活環境	１学級	40人
	計	４学級	160人
長岡工業高等学校	機械工学	２学級	80人
	電気電子工学	２学級	80人
	物質工学	１学級	40人
	産業デザイン	１学級	40人
	計	６学級	240人
長岡商業高等学校	総合ビジネス	４学級	160人
	情報ビジネス	１学級	40人
	計	５学級	200人
正徳館高等学校	普　　通	１学級	40人
栃尾高等学校	総　　合 (単位制)	２学級	80人
見附高等学校	普　　通	３学級	120人
柏崎高等学校	普　　通	５学級	200人
柏崎常盤高等学校	普　　通	３学級	120人
柏崎総合高等学校	総　　合 (単位制)	３学級	120人
柏崎工業高等学校	機　　械	１学級	40人
	電子機械	１学級	40人
	電　　気	１学級	40人
	工業化学	１学級	40人
	計	４学級	160人
小千谷高等学校	普　　通	５学級	200人
小千谷西高等学校	総　　合 (単位制)	４学級	160人
小出高等学校	普　　通	４学級	160人
国際情報高等学校	国際文化	２学級	80人
	情報科学	２学級	80人
	計	４学級	160人
六日町高等学校	普　　通	５学級	200人

八海高等学校	普　通	２学級	80人
塩沢商工高等学校	地域創造工学	２学級	80人
	商　業	１学級	40人
	計	３学級	120人
十日町高等学校	普　通	６学級	240人
松之山分校	普　通	１学級	40人
	計	７学級	280人
十日町総合高等学校	総　合 (単位制)	４学級	160人
松代高等学校	普　通	２学級	80人
高田高等学校	普　通	５学級	200人
	理　数	１学級	40人
安塚分校	普　通	１学級	40人
	計	７学級	280人
高田北城高等学校	普　通	５学級	200人
	生活文化	１学級	40人
	計	６学級	240人
高田農業高等学校	生物資源	２学級	80人
	食品科学	１学級	40人
	農業土木	１学級	40人
	計	４学級	160人
上越総合技術高等学校	機械創造工学	２学級	80人
	電気情報	１学級	40人
	建築環境	１学級	40人
	土木防災	１学級	40人
	計	５学級	200人
高田商業高等学校	総合ビジネス	３学級	120人
久比岐高等学校	普　通	１学級	40人
有恒高等学校	普　通	１学級	40人
新井高等学校	総　合 (単位制)	４学級	160人
糸魚川高等学校	普　通	４学級	160人
糸魚川白嶺高等学校	総　合 (単位制)	３学級	120人
海洋高等学校	水産資源	１学級	40人
	海洋開発	１学級	40人
	計	２学級	80人
佐渡高等学校	普　通	５学級	200人
羽茂高等学校	普　通	１学級	40人
佐渡総合高等学校	総　合 (単位制)	３学級	120人

募集方法について

○　新発田南高等学校は､｢機械工学科｣、｢建築工学科｣、｢土木工学科｣、｢電子情報工学科｣を工業科として募集する。

○　新発田農業高等学校、新潟県央工業高等学校、加茂農林高等学校、長岡農業高等学校、長岡工業高等学校、柏崎工業高等学校、高田農業高等学校、上越総合技術高等学校、海洋高等学校は全学科を一括して募集する。

○　阿賀黎明高等学校の学級数及び生徒数には、併設の阿賀黎明中学校からの進学者の学級数及び生徒数（１学級40人）を含む。

２　定時制の課程

学　校　名	学科名	学級数	生徒数
荒川高等学校	普通(午前部) (単位制)	１学級	35人
西新発田高等学校	普通(午前部) (単位制)	２学級	70人
新潟翠江高等学校	普通(午前部) (単位制)	１学級	35人
長岡明徳高等学校	普通(午前部) (夜間部) (単位制) 計	３学級 １学級 ４学級	105人 35人 140人
出雲崎高等学校	普通(午前部) (単位制)	１学級	35人
堀之内高等学校	普通(午前部) (単位制)	２学級	70人
十日町高等学校	普　　通	１学級	40人
高田南城高等学校	普通(午前部) (単位制)	２学級	70人
佐渡高等学校 相川分校	普通(午前部) (単位制)	１学級	35人

３　通信制の課程

学　校　名	学科名	生徒数
新潟翠江高等学校	普　　通	若干人
高田南城高等学校	普　　通	若干人

令和２年４月県立中等教育学校の生徒募集について（公告）

令和２年４月県立中等教育学校のそれぞれの第１学年に入学させる生徒を次により募集する。

令和元年10月25日

新潟県教育委員会　教育長　　稲　荷　善　之

１　県立中等教育学校

学　校　名	学級数	生徒数
村上中等教育学校	２学級	80人
燕中等教育学校	２学級	80人
柏崎翔洋中等教育学校	２学級	80人
津南中等教育学校	２学級	80人
直江津中等教育学校	３学級	120人
佐渡中等教育学校	１学級	40人

出願資格

県立中等教育学校の入学者選抜に出願することができる者は、令和２年３月に小学校又は特別支援学校の小学部を卒業見込みの者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 保護者（児童に対して親権を有する者をいい、親権を有する者がいないときは、未成年後見人をいう。）とともに居住する自宅から通学可能な者

(2) 新潟県教育委員会教育長が、特別に受検資格を承認した者

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第５号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則を次のように定める。

令和元年10月25日

新潟県公安委員会

委員長　山　田　知　治

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行細則の一部改正）

第１条　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行細則（平成20年新潟県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改　正　後	改　正　前
別記様式第２号（第３条関係） （略） 報告・資料提出要求書 （略） （略）	**別記様式第２号**（第３条関係） （略） 報告・資料提出要求書 （略） （略） 備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
別記様式第３号（第４条関係） （略） 是　正　命　令　書 （略） （略）	**別記様式第３号**（第４条関係） （略） 是　正　命　令　書 （略） （略） 備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

第２条　探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成19年新潟県公安委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改　正　後	改　正　前
別記様式第２号（第３条関係） 指　示　書 （略） （略）	**別記様式第２号**（第３条関係） 指　示　書 （略） （略） 備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
別記様式第３号（第４条関係） 営　業　停　止　命　令　書 （略） （略）	**別記様式第３号**（第４条関係） 営　業　停　止　命　令　書 （略） （略） 備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
別記様式第４号（第５条関係） 営　業　廃　止　命　令　書 （略） （略）	**別記様式第４号**（第５条関係） 営　業　廃　止　命　令　書 （略） （略）

	備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（新潟県道路交通法施行細則の一部改正）

第３条　新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（フレキシブルディスクによる手続） **第27条の２**　運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第４号。以下この条において「認定規則」という。）第13条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）Ｘ6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 ２　認定規則第13条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行われなければならない。 (1)　トラックフォーマットについては、日本産業規格Ｘ6225に規定する方式 (2)　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ0605に規定する方式 (3)　文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ0208附属書１に規定する方式 ３　認定規則第13条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ0201及びＸ0208に規定する図形文字並びに日本産業規格Ｘ0211に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。 ４　認定規則第13条のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ6223に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 (1)・(2)　（略） **別記様式第７の９** 緊急自動車運転資格審査申請書 （略） （略） 備考　１・２　（略） ３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。 （略） **別記様式第７の10** 緊急自動車運転資格記載申請書 （略） （略） 備考　１～３　（略）	（フレキシブルデイスクによる手続） **第27条の２**　運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第４号。以下この条において「認定規則」という。）第９条のフレキシブルデイスクは、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）Ｘ6223に適合する90ミリメートルフレキシブルデイスクカートリツジでなければならない。 ２　認定規則第９条の規定によるフレキシブルデイスクへの記録は、次に掲げる方式に従つて行われなければならない。 (1)　トラツクフオーマツトについては、日本工業規格Ｘ6225に規定する方式 (2)　ボリユーム及びフアイル構成については、日本工業規格Ｘ0605に規定する方式 (3)　文字の符号化表現については、日本工業規格Ｘ0208附属書１に規定する方式 ３　認定規則第９条の規定によるフレキシブルデイスクへの記録は、日本工業規格Ｘ0201及びＸ0208に規定する図形文字並びに日本工業規格Ｘ0211に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。 ４　認定規則第９条のフレキシブルデイスクには、日本工業規格Ｘ6223に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 (1)・(2)　（略） **別記様式第７の９** 緊急自動車運転資格審査申請書 （略） （略） 備考　１・２　（略） ３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。 （略） **別記様式第７の10** 緊急自動車運転資格記載申請書 （略） （略） 備考　１～３　（略）

4　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。 (略)	4　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。 (略)

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県公安委員会規則第６号

組織改正等に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和元年10月25日

新潟県公安委員会

委員長　山　田　知　治

組織改正等に伴う関係規則の整理に関する規則

（新潟県警察組織規則の一部改正）

第１条　新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後

別表第１（第39条関係）

課名	名称	分掌事務
総務課	公安委員会事務室	第３条第４号に掲げる事務
	（略）	
（略）		
警務課	（略）	
	犯罪被害者支援室	（略）
（略）		
交通規制課	（略）	
運転免許センター	高齢運転者支援室	第31条第１号に掲げる事務のうち適性検査、認知機能検査及び高齢運転者の支援に関する事務並びに同条第２号に掲げる事務のうち高齢者講習に関する事務
（略）		

別表第３（第48条関係）

課名	職名	職務
（略）		
警務課	（略）	
	犯罪被害者支援室長	（略）
（略）		

改正前

別表第１（第39条関係）

課名	名称	分掌事務
総務課	公安委員会事務室	第３条第４号及び第５号に掲げる事務
	（略）	
（略）		
警務課	（略）	
	犯罪被害者支援室	（略）
	佐渡警察署（仮称）準備室	佐渡警察署（仮称）新設準備に関する事務
（略）		
交通規制課	（略）	
（略）		

別表第３（第48条関係）

課名	職名	職務
（略）		
警務課	（略）	
	犯罪被害者支援室長	（略）
	佐渡警察署（仮称）準備室長	佐渡警察署（仮称）準備室に関する事務
（略）		

運転免許センター	免許企画官	第31条第１号から第４号までに掲げる事務（高齢運転者支援室長の分掌に属する事務を除く。）
	高齢運転者支援室長	高齢運転者支援室に関する事務
	（略）	
（略）		

別表第４（第56条関係）

警察署名	課　名	分　掌　事　務
（略）		
新潟中央 江南 新潟北 秋葉 新潟南 西蒲 村上 阿賀野 津川 五泉 三条 加茂 見附 与板 小千谷 小出 十日町 南魚沼 柏崎 妙高 糸魚川 佐渡	（略）	

運転免許センター	免許企画官	第31条第１号から第４号までに掲げる事務
	（略）	
（略）		

別表第４（第56条関係）

警察署名	課　名	分　掌　事　務
（略）		
新潟中央 江南 新潟北 佐渡西 佐渡東 村上 阿賀野 津川 五泉 秋葉 三条 新潟南 西蒲 加茂 見附 与板 小千谷 小出 南魚沼 十日町 柏崎 妙高 糸魚川	（略）	

（新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部改正）

第２条　新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

	警察官					警察官以外の職員	合計
	警視	警部	警部補（巡査部長を含む。）	巡査	小計		
警察本部	75	129	782	220	1,206	445	1,651
警察学校	1	2	16	2	21	3	24
警察署	57	154	1,645	977	2,833	139	2,972
初任科生				132	132		132

合　計	133	285	2,443	1,331	4,192	587	4,779

（新潟県警察署協議会運営規則の一部改正）

第３条　新潟県警察署協議会運営規則（平成13年新潟県公安委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

警察署協議会の名称	委員定数
新潟警察署協議会	11
新潟中央警察署協議会	11
新潟東警察署協議会	11
新潟西警察署協議会	12
江南警察署協議会	6
新潟北警察署協議会	7
秋葉警察署協議会	7
新潟南警察署協議会	6
西蒲警察署協議会	8
村上警察署協議会	9
新発田警察署協議会	15
阿賀野警察署協議会	5
津川警察署協議会	5
五泉警察署協議会	5
燕警察署協議会	7
三条警察署協議会	11
加茂警察署協議会	5
長岡警察署協議会	15
見附警察署協議会	5
与板警察署協議会	5
小千谷警察署協議会	5
小出警察署協議会	6
十日町警察署協議会	10
南魚沼警察署協議会	9
柏崎警察署協議会	13
上越警察署協議会	15
妙高警察署協議会	5
糸魚川警察署協議会	6
佐渡警察署協議会	10

（新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部改正）

第４条　新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

署名	名称	位置	所管区域
新潟警察署	県庁前交番	新潟市中央区新光町	新潟市中央区のうち網川原、網川原１・２丁目、近江１・２・３丁目、上近江１・２・３・４丁目、上所２丁目、上所上１・２・３丁目、上所中１・２・３丁目、新光町、新和１・２・３・４丁目、出来島、出来島１・２丁目、東出来島、美咲町１丁目、南出来島１・２丁目
	女池交番	新潟市中央区女池南３丁目	新潟市中央区のうち愛宕１・２・３丁目、上沼、大島、親松、神道寺、神道寺１・２・３丁目、神道寺南１・２丁目、小張木、小張木１・２・３丁目、桜木町、鳥屋野、鳥屋野南１・２・３丁目、鳥屋野１・２・３・４丁目、美咲町２丁目、女池、女池１・２・３・４・５・６・７・８丁目、女池上山１・２・３・４・５丁目、女池北１丁目、女池神明１・２・３丁目、女池東１丁目、女池西１・２丁目、女池南１・２・３丁目、和合町１・２・３丁目、久蔵興野、湖南、鐘木、太右エ門新田、高美町、俵柳、鍋潟新田、祖父興野
	万代交番	新潟市中央区万代１丁目	新潟市中央区のうち上所１・３丁目、幸町、幸西１・２・３・４丁目、下所島、下所島１・２丁目、天神尾１・２丁目、万代１・２・３・４・５・６丁目、東幸町、八千代１・２丁目
	笹口交番	新潟市中央区笹口２丁目	新潟市中央区のうち鐙１・２・３丁目、鐙西１・２丁目、笹口、笹口１・２・３丁目、紫竹山１・２・３・４・５・６・７丁目、天神１・２丁目、堀之内、堀之内南１・２・３丁目、南笹口１・２丁目、米山、米山１・２・３・４・５・６丁目
	新潟駅前交番	新潟市中央区花園１丁目	新潟市中央区のうち明石１・２丁目、春日町、長嶺町、花園１・２丁目、東大通１・２丁目、弁天１・２・３丁目、水島町、南万代町
	弁天橋交番	新潟市中央区弁天橋通１丁目	新潟市中央区のうち姥ヶ山、姥ヶ山１・２・３・４・５・６丁目、京王１・２・３丁目、高志１・２丁目、清五郎、長潟、長潟１・２・３丁目、弁天橋通１・２・３丁目、南長潟、美の里、山二ツ、山二ツ１・２・３・４・５丁目、鵜ノ子、亀田早通
	沼垂交番	新潟市中央区沼垂東３丁目	新潟市中央区のうち鏡が岡、西馬越、蒲原町、三和町、天明町、沼垂西１・２・３丁目、沼垂東１・２・３・４・５・６丁目、東万代町、日の出１・２・３丁目、竜が島１・２丁目、紫竹１丁目、本馬越１・２丁目、山木戸、万代島
新潟中央警察署	柳都交番	新潟市中央区附船町１丁目	新潟市中央区のうち曙町、入船町１・２・３・４・５・６丁目、祝町、浮洲町、海辺町１・２番町、烏帽子町、翁町１・２丁目、寄附町、窪田町１・２・３・４・５・６・７丁目、寿町１・２丁目、栄町１・２・３丁目、菅根町、忠蔵町、附船町１・２・３丁目、寺山町、西受地町、西船見町の一部、東受地町、東堀通10・11・12・13番町、雲雀町、船見町１・２丁目、本町通10・11・12・13・14番町、室町１・２丁目、元祝町、山田町１・２丁目、夕栄町、横七番町通１・２・３・４・５丁目、横六番町、四ツ屋町１・２・３丁目、寄合町、相生町、赤坂町１・２・３丁目、稲荷町、上大川前通10・11・12番町、北毘沙門町、魁町、住吉町、田町１・２・３丁目、豊照町、並木町、西湊町通１・２・３・４ノ町、艀川岸町、早川町１・２・３丁目、東入船町、東湊町通１・２・３・４ノ町、船場町１・２丁目、本間町１・２・３丁目、松岡町、見方町、緑町、湊町通１・２・３・４ノ町、南毘沙門町、元

			下島町、柳島町１・２・３・４丁目、芳町、田中町の一部、西堀通９・10・11 番町、西堀前通 10・11 番町、東堀前通 10・11 番町、古町通 10・11・12・13 番町、二葉町２丁目の一部、二葉町３丁目
	萬代橋交番	新潟市中央区下大川前通２ノ町	新潟市中央区のうち礎町通１・２・３・４・５・６ノ町、礎町通上１ノ町、上大川前通６・７・８・９番町、川端町６丁目、下大川前通１・２・３・４・５・６・７ノ町、新島町通１・２・３・４・５ノ町、月町、花町、東堀通６・７・８・９番町、東堀前通６・７・８・９番町、本町通６・７・８・９番町、北多門町、西厩島町、東厩島町、秣川岸通１・２丁目、南多門町、雪町、北大畑町、北浜通１・２番町、田中町の一部、中大畑町、西大畑町、西船見町の一部、西堀通４・８番町、東大畑通１・２番町、二葉町１丁目、二葉町２丁目の一部、南大畑町、南浜通２番町、古町通６番町、旭町通１番町の一部、旭町通２番町、営所通１・２番町、下旭町、寺裏通２番町、西中町、東中通２番町、南横堀町、水道町２丁目
	白山駅前交番	新潟市中央区白山浦２丁目	新潟市中央区のうち川岸町１・２・３丁目、白山浦１・２丁目、白山浦新町通の一部、旭町通１番町の一部、医学町通１・２番町、一番堀通町、学校裏町、学校町通１・２番町、上大川前通１・２・３・４・５番町、川端町１・２・３・４・５丁目、寺裏通１番町、西堀通１・２・３番町、西堀前通１・２・３・４・５番町、東中通１番町、東堀通１・２・３・４・５番町、東堀前通１・２・３・４・５番町、古町通１・２・３・４・５番町、本町通１・２・３・４・５番町、横一番町、水道町１丁目の一部
	有明台交番	新潟市中央区有明大橋町	新潟市中央区のうち有明大橋町、有明台、汐見台、信濃町、関南町、関屋大川前１・２丁目、関屋金鉢山町、関屋金衛町１・２丁目、関屋昭和町１・２・３丁目、関屋浜松町、関屋恵町、浜浦町１・２丁目、文京町、堀割町、弥生町、学校町通３番町、関新１・２・３丁目、関屋、関屋新町通１・２丁目、白山浦新町通の一部、水道町１丁目の一部、関屋御船蔵町、関屋下川原町１・２丁目、関屋田町１・２・３・４丁目、関屋本村町１・２丁目、関屋松波町１・２・３丁目、西船見町の一部
	柾谷小路警備派出所	新潟市中央区西堀通６番町	新潟市中央区のうち西堀通５・６・７番町、西堀前通６・７・８・９番町、古町通７・８・９番町、南浜通１番町、寄居町
新潟東警察署	中野山交番	新潟市東区東中島１丁目	新潟市東区のうち石山団地、逢谷内の一部（大石排水路の南側の地域）、岡山の一部（市道太平岡山線３号及び岡山江口線の西側の地域）、下場、下場新町、下場本町、猿ヶ馬場、猿ヶ馬場１・２丁目、新岡山２丁目、児池、寺山の一部（大石排水路の南側の地域）、中島、中島１・２丁目、中野山、中野山１・２・３・４・５・６・７・８丁目、東中島１・２・３・４丁目、東中野山１・２・３・４・５・６・７丁目、若葉町１・２丁目、江南１・２・３・４・５・６丁目、南紫竹１・２丁目、亀田中島４丁目、北山、粟山、粟山１・２・３・４丁目、石山、石山１・２・３・４・５・６丁目、新石山１・２・３・４・５丁目、東明１・２・３・４・５・６・７・８丁目、もえぎ野１・２・３丁目、江口、西野
	中山交番	新潟市東区中	新潟市東区のうち紫竹山３丁目、紫竹２・３・４・５・６・

		山６丁目	７丁目、卸新町１・２・３丁目、紫竹、紫竹卸新町、竹尾、竹尾１・２・３・４丁目、竹尾卸新町、中山１・２・３・４・５・６・７・８丁目
	木戸交番	新潟市東区下木戸１丁目	新潟市東区のうち沼垂、榎、榎町、山木戸、山木戸１・２・３・４・５・６・７・８丁目、上木戸、上木戸１・２・３・４・５丁目、中木戸、下木戸、下木戸１・２・３丁目、牡丹山１・２・３・４・５・６丁目、はなみずき１・２・３丁目
	大形交番	新潟市東区大形本町５丁目	新潟市東区のうち石動、海老ヶ瀬、海老ヶ瀬新町、逢谷内(大石排水路の南側の地域を除く。)、逢谷内１・２・３・４・５・６丁目、大形本町、大形本町１・２・３・４・５・６丁目、岡山(市道太平岡山線３号及び岡山江口線の西側の地域を除く。)、材木町、津島屋、津島屋１・２・３・４・６・７・８丁目、寺山(大石排水路の南側の地域を除く。)、寺山１・２・３丁目、中興野、一日市、本所、本所１・２・３丁目、木工新町、柳ヶ丘、豊１・２・３丁目
	山ノ下中央交番	新潟市東区古湊町	新潟市東区のうち大山１・２丁目、北葉町、神明町、末広町、長者町、月見町、東新町、浜町、古川町、古湊町、松島１・２・３丁目、山の下町、臨海町、臨港１丁目
	秋葉交番	新潟市東区秋葉通２丁目	新潟市東区のうち秋葉１丁目、秋葉通２・３丁目、空港西１・２丁目、小金台、宝町、浜谷町、浜谷町１・２丁目、東臨港町、船江町１・２・３丁目、平和町、物見山１・２・３・４丁目、桃山町１・２丁目、臨港町２・３丁目
	河渡交番	新潟市東区河渡本町	新潟市東区のうち王瀬新町、上王瀬町、鴎島町、河渡（河渡甲を除く。)、河渡１・２・３丁目、河渡本町、小金町１・２・３丁目、白銀１丁目、新松崎１・２・３丁目、錦町、藤見町１・２丁目、松崎、松崎１・２丁目、松園１・２丁目、松和町、有楽１丁目
	太平交番	新潟市東区太平２丁目	新潟市東区のうち幸栄１・２・３丁目、河渡の一部（河渡甲）、河渡新町１・２丁目、向陽１・２・３丁目、下山１・２・３丁目、白銀２丁目、新川町、太平１・２・３・４丁目、津島屋５丁目、根室新町、松浜町、有楽２・３丁目
	新潟空港警備派出所	新潟市東区松浜町	新潟市東区のうち国土交通省新潟空港の地域
新潟西警察署	内野駅前交番	新潟市西区内野町	新潟市西区のうち五十嵐２の町、五十嵐３の町、五十嵐３の町北、五十嵐３の町中、五十嵐３の町西、五十嵐３の町東、五十嵐３の町南、五十嵐上崎山、五十嵐下崎山、五十嵐中島、五十嵐中島１・２・３・４・５丁目、五十嵐西、内野潟端、内野潟向、内野上新町、内野崎山、内野関場、内野戸中才、内野長潟、内野中浜、内野西１・２・３丁目、内野早角、内野町、内野山手１・２丁目、大野の一部、坂井の一部、新通西１・２丁目、新中浜１・２・３・４・５・６丁目、槇尾、内野西が丘１・２・３丁目
	浦山交番	新潟市西区浦山４丁目	新潟市西区のうち青山、青山１・２・３・４・５・６・７・８丁目、青山新町、青山水道、浦山１・２・３・４丁目、小針上山の一部(旧青山上山)、関屋、関屋堀割町、西有明町の一部(旧青山)、東青山１・２丁目、松美台の一部(旧青山)
	西小針交番	新潟市西区小針が丘	新潟市西区のうち有明町、小針が丘、小針上山(旧青山上山を除く。)、小針台、小針西１・２丁目、小針藤山、小針南台、寺尾朝日通、寺尾台１・２丁目、西有明町(旧青山を除く。)、西小針台１・２・３丁目、真砂１・２・３・４丁目、松海が丘１・２・３・４丁目、松美台(旧青山を除く。)

	寺尾交番	新潟市西区寺尾東３丁目	新潟市西区のうち大野の一部、亀貝、坂井、坂井１・２・３丁目、坂井砂山１・２・３・４丁目、坂井東１・２・３・４・５・６丁目、新田、新通、新通南１・２・３丁目、須賀、寺尾、寺尾上１・２・３・４・５・６丁目、寺尾東１・２・３丁目、寺尾前通１・２・３丁目
	五十嵐交番	新潟市西区五十嵐１の町	新潟市西区のうち五十嵐１の町、五十嵐２の町の一部、五十嵐東１・２・３丁目、上新栄町、上新栄町１・２・３・４・５・６丁目、大学南１・２丁目、寺尾北１・２丁目、寺尾台３丁目、寺尾中央公園、寺尾西１・２・３・４・５丁目
	小新交番	新潟市西区小新４丁目	新潟市西区のうち緒立流通１・２丁目、小新、小新１・２・３・４・５丁目、小新大通１・２丁目、小新西１・２・３丁目、小新南１・２丁目、小針１・２・３・４・５・６・７・８丁目、小針南、立仏、寺地、ときめき西１・２・３・４丁目、ときめき東１丁目、平島、平島１・２・３丁目、的場流通１・２丁目、山田、流通１・２・３丁目、流通センター１・２・３・４・５・６丁目
	赤塚駐在所	新潟市西区赤塚	新潟市西区のうち赤塚、神山、木山、坂田、中権寺、藤蔵新田、東山、みずき野１・２・３・４・５・６丁目、谷内、山崎、四ツ郷野
	中野小屋駐在所	新潟市西区中野小屋	新潟市西区のうち大潟、大友、小見郷屋、笠木、金巻新田、勘助郷屋、小瀬、新通の一部(通称中才)、曽和、田潟、高山、田島、道河原、中野小屋、早潟、藤野木、保古野木、前野外新田、明田
	黒埼交番	新潟市西区大野町	新潟市西区のうち大野町、金巻(通称裏興野、上川原を除く。)、北場、黒鳥、小平方、善久、鳥原、鳥原新田
	木場駐在所	新潟市西区金巻	新潟市西区のうち板井、金巻の一部(通称裏興野、上川原)、木場
江南警察署	亀田駅前交番	新潟市江南区東船場１丁目	新潟市江南区のうち曙町１・２・３・４・５丁目、旭１・２・３・４丁目、泉町１・２・３・４・５丁目、稲葉１・２・３丁目、鵜ノ子、鵜ノ子１・２・３・４・５丁目、梅見台１・２・３丁目、荻曽根、荻曽根１・２・３・４・５丁目、亀田、亀田東町１・２・３・４丁目、亀田大月１・２・３丁目、亀田向陽１・２・３・４丁目、亀田新明町１・２・３・４・５丁目、亀田水道町１・２・３・４・５丁目、亀田中島１・２・３・４丁目、亀田緑町１・２・３・４丁目、亀田本町１・２・３・４丁目、亀田四ツ興野１・２・３・４・５丁目、北山、五月町１・２・３丁目、早苗１・２・３・４丁目、三條岡１・２丁目、城所、城所１・２丁目、城山１・２・３・４丁目、砂岡１・２・３・４・５丁目、砂崩、砂山１・２丁目、諏訪１・２・３丁目、茅野山、茅野山１・２・３丁目、手代山１・２丁目、所島１・２丁目、西町１・２・３・４・５・６丁目、西山、東船場１・２・３・４・５丁目、東本町１・２・３・４・５丁目、日水１・２・３丁目、袋津、袋津１・２・３・４・５・６丁目、船戸山、船戸山１・２・３・４・５丁目、丸山、丸山ノ内善之丞組、茗荷谷、元町１・２・３・４・５丁目、山二ツ、粟山、姥ヶ山、亀田ノ内高山
	大江山駐在所	新潟市江南区大渕	新潟市江南区のうち江口、大渕、蔵岡、笹山、三百地、直り山、西野、細山、松山、中野山
	酒屋駐在所	新潟市江南区酒屋町	新潟市江南区のうち嘉瀬、上和田、酒屋町、花ノ牧、平賀、舞潟、両川１・２丁目、和田、割野
	曽野木交番	新潟市江南区	新潟市江南区のうち天野、天野１・２・３丁目、祖父興野、

		曽野木１丁目	嘉木、亀田工業団地１・２・３丁目、下早通１・２丁目、亀田長潟、長潟１丁目、早通１・２・３・４・５・６丁目、亀田早通、久蔵興野、下早通柳田１・２丁目、鐘木、楚川、曽川、曽野木１・２丁目、太右エ門新田、俵柳、泥潟、鍋潟新田、東早通１・２・３・４丁目、丸潟１丁目、丸潟、丸潟新田、清五郎、長潟
	横越駐在所	新潟市江南区横越中央２丁目	新潟市江南区のうち茜ヶ丘、いぶき野１・２丁目、うぐいす１・２丁目、小杉１・２・３・４・５丁目、小杉、駒込１・２丁目、駒込、平山、藤山１・２丁目、藤山、横越、横越上町１・２・３・４・５丁目、横越川根町１・２・３・４・５丁目、横越中央１・２・３・４・５・６・７・８丁目、横越東町１・２丁目
	沢海駐在所	新潟市江南区沢海２丁目	新潟市江南区のうち阿賀野１・２丁目、木津、木津１・２・３・４・５丁目、木津工業団地、沢海、沢海１・２・３丁目、二本木、二本木１・２・３・４・５丁目
新潟北警察署	松浜交番	新潟市北区松浜東町１丁目	新潟市北区のうち神谷内、三軒屋町、新元島町、太夫浜、太夫浜新町１・２丁目、つくし野１・２丁目、名目所、名目所１・２・３丁目、濁川、濁川１丁目、西名目所、松栄町、松浜１・２・３・４・５・６・７・８丁目、松浜新町、松浜町、松浜東町１・２丁目、松浜本町１・２・３・４丁目、松浜みなと
	豊栄駅前交番	新潟市北区白新町１丁目	新潟市北区のうち朝日町１・２・３・４丁目、石動１・２丁目、内沼(内沼沖)、太田(上黒山、中黒山、下黒山、椋、松影を除く。)、かぶとやま１・２丁目、嘉山、嘉山１・２・３・４・５・６丁目、川西１・２・３・４丁目、葛塚、新鼻、東栄町１・２・３丁目、鳥屋、白新町１・２・３・４丁目、前新田、美里１・２丁目、柳原１・２・３・４・５・６・７丁目、横井の一部(月見町)
	東港交番	北蒲原郡聖籠町東港４丁目	新潟市北区のうち浦ノ入の一部、木崎の一部、笹山の一部、島見町の一部、白勢町の一部、太郎代の一部、横土居、太田の一部（上黒山、中黒山、下黒山、椋、松影)、村新田 聖籠町のうち位守町、東港１・２・３・４・５・６・７丁目、大字蓮野の一部、大夫興野の一部、藤寄の一部、蓮潟の一部、網代浜の一部(新潟港東港区及び一般国道７号線の北側かつ福島潟放水路の東側かつ町道大夫別行線の西側の地域)
	笹山駐在所	新潟市北区笹山	新潟市北区のうち浦ノ入（東港交番の所管区域を除く。）、笠柳、笹山（新潟競馬場、東港交番の所管区域を除く。）、笹山東、浜浦、横井（月見町を除く。）、内島見（早通駅前交番の所管区域を除く。）、木崎の一部
	岡方駐在所	新潟市北区森下	新潟市北区のうち大久保、大瀬柳、大迎、十二、十二前、太子堂、高森、高森新田、長戸呂、長戸呂新田、灰塚、平林、三ツ屋、森下、山飯野
	長場駐在所	新潟市北区長場	新潟市北区のうち内沼(内沼沖を除く。)、浦木、大月、岡新田、上大月、上堀田、里飯野、長戸、長場、上土地亀、下土地亀
	早通駅前交番	新潟市北区早通南１丁目	新潟市北区のうち彩野１・２・３・４丁目、内島見の一部（尾山ニュータウンの一部）、木崎（東港交番及び笹山駐在所の所管区域を除く。）、笹山の一部（新潟競馬場)、下大谷内、下早通、須戸、須戸１・２・３・４・５丁目、樋ノ入、新井郷、早通、早通北１・２・３・４・５・６丁目、早通南１・２・３・４・５丁目、仏伝、北陽１・２丁目、すみれ野１・２・３・４丁目、新崎、新崎１・２・３丁目、松潟

	島見駐在所	新潟市北区島見町	新潟市北区のうち島見町(東港交番の所管区域を除く。)、白勢町(東港交番の所管区域を除く。)、新富町、太郎代(東港交番の所管区域を除く。)、東栄町
秋葉警察署	新津駅前交番	新潟市秋葉区新津本町１丁目	新潟市秋葉区のうち秋葉１・２・３丁目、金沢町１・２・３・４丁目、古田、古田１・２・３・４丁目、下興野、下興野町、新栄町、新町１・２・３丁目、善道、善道町１・２丁目、田家、田家１・２・３丁目、滝谷本町、中沢町、中村、新津、新津本町１・２・３・４丁目、新津緑町、西島、日宝町、東島、程島、南町、美幸町１・２・３丁目、美善１・２丁目、山谷町１・２・３丁目、吉岡町、飯柳、柄目木、草水町１・２・３丁目、滝谷町
	荻川駅前交番	新潟市秋葉区中野３丁目	新潟市秋葉区のうちあおば通１・２丁目、市之瀬、荻島１・２・３丁目、荻野町、覚路津、川口、北潟、北上、北上１・２・３丁目、北上新田、車場、車場１・２・３・４・５丁目、こがね町、さつき野１・２・３・４丁目、田島、中野１・２・３・４・５丁目、福島、みそら野１・２・３丁目、結
	朝日駐在所	新潟市秋葉区朝日	新潟市秋葉区のうち朝日、金津、蒲ヶ沢、塩谷、西古津、古津、割町
	下新駐在所	新潟市秋葉区下新	新潟市秋葉区のうち安部新、安養寺、市新、浦沢、大関、岡田、金屋、北、小口、下条、下新、新郷屋、大安寺、田屋、次屋、羽下、東金沢、船越、牧ヶ鼻、六郷
	中新田駐在所	新潟市秋葉区中新田	新潟市秋葉区のうち古田ノ内大野開、大蔵、新金沢町、中新田、七日町、新津東町１・２・３丁目、西金沢、満願寺
	小合駐在所	新潟市秋葉区出戸	新潟市秋葉区のうち梅ノ木、浦興野、大秋、大鹿、川根、栗宮、小戸上組、小戸下組、子成場、小屋場、出戸、新津四ツ興野、蕨曽根
	小須戸交番	新潟市秋葉区新保	新潟市秋葉区のうち天ヶ沢、鎌倉、小須戸、小向、新保、水田、舟戸１・２丁目、松ヶ丘１丁目、矢代田、横川浜、竜玄
新潟南警察署	署所在地		新潟市南区のうち鰺潟、鰺潟１丁目、神屋、小坂、七軒、七軒町、十五間、上下諏訪木、白根、白根東町１丁目、白根魚町、白根水道町、白根ノ内七軒、白根日の出町、白根古川、白根四ツ興野、親和町、杉菜、助次右衛門組、戸頭の一部、能登、能登１・２丁目、平成町、保坂
	大通駐在所	新潟市南区大通南１丁目	新潟市南区のうち大通１・２丁目、大通黄金１・２・３・４・５・６・７丁目、大通西、大通南１・２・３・４・５・６丁目、上塩俵の一部、北田中の一部、下塩俵（塩俵団地）の一部、鷲ノ木新田の一部
	平潟新田駐在所	新潟市南区平潟新田	新潟市南区のうち和泉、浦梨、上木山、櫛笥、下木山、蔵主、田尾、田中、天王新田、戸頭、鍋潟、平潟、平潟新田、万年
	新飯田駐在所	新潟市南区新飯田	新潟市南区のうち茨曽根、上新田、清水、新飯田、東萱場
	庄瀬駐在所	新潟市南区庄瀬	新潟市南区のうち飯島、鋳物師興野、兎新田、牛崎、沖新保、上道潟、上八枚、蜘手興野、下道潟、十二道島、庄瀬、次郎右エ門興野、菱潟、菱潟新田、古川新田、真木
	臼井駐在所	新潟市南区臼井	新潟市南区のうち赤渋、朝捲、臼井、上浦、小蔵子、下八枚、新生町１・２・３丁目、戸石、中小見、中山、西笠巻、引越、堀掛
	大鷲駐在所	新潟市南区東笠巻	新潟市南区のうち犬帰新田、獺ヶ通、大郷、西笠巻新田、西酒屋、東笠巻、東笠巻新田、鷲ノ木新田
	山崎興野駐在所	新潟市南区新山崎町３丁目	新潟市南区のうち上塩俵、北田中、下塩俵、下山崎、新山崎町１・２・３丁目、高井興野、高井東１・２・３丁目、中塩

			俵、根岸、松橋、山崎興野
	味方駐在所	新潟市南区味方	新潟市南区のうち味方、居宿、大倉、大倉新田、山王、山王新田、七穂、西白根、吉江、吉田新田
	月潟駐在所	新潟市南区大別當	新潟市南区のうち大別當、上曲通、木滑、下曲通、月潟、釣寄、釣寄新、西萱場、東長嶋
西蒲警察署	巻駅前交番	新潟市西蒲区巻甲	新潟市西蒲区のうち安尻、赤鏥、潟頭、下和納、竹野町の一部(前田の隣接地区)、中郷屋、葉萱場、羽田、東汰上、堀山新田、前田、巻、割前
	松野尾駐在所	新潟市西蒲区松野尾	新潟市西蒲区のうち稲島、新保、仁箇、布目、伏部、巻大原、松野尾、松山
	福井駐在所	新潟市西蒲区福井	新潟市西蒲区のうち角海浜、上木島、五ヶ浜、下木島、竹野町(前田の隣接地区を除く。)、平沢、福井、舟戸、松郷屋、峰岡、鷲ノ木
	越前浜駐在所	新潟市西蒲区越前浜	新潟市西蒲区のうち越前浜、角田浜
	漆山駐在所	新潟市西蒲区馬堀	新潟市西蒲区のうち馬堀、漆山、桜林、柿島、河井、栄町、並岡、巻東町、山島
	西川交番	新潟市西蒲区曽根	新潟市西蒲区のうち卯八郎受(旧西川町)、浦村、大潟、大潟村古新田受、大関、押付、貝柄、貝柄新田、川崎、熊潟新田、桑山、真田、三角野新田、下山、鮒、善光寺、善光寺村受、曽根、天竺堂、中島、西汰上、旗屋、旗屋村受、兵右衛門新田、平野、堀上新田、槇島、升岡、松崎、矢島、與兵衛野新田、升潟
	岩室駐在所	新潟市西蒲区岩室温泉	新潟市西蒲区のうち岩室温泉、石瀬、金池、久保田、栄、猿ヶ瀬、白鳥、西長島、橋本、樋曽、間瀬
	和納駐在所	新潟市西蒲区和納	新潟市西蒲区のうち油島、植野新田、潟上、北野、新谷、高橋、高畑、津雲田、富岡、夏井、西中、西船越、原、南谷地、横曽根、和納、和納１・２・３丁目
	番屋駐在所	新潟市西蒲区番屋	新潟市西蒲区のうち井随、茨島、今井、大曽根、大原、国見、熊谷、称名、番屋、美里、南、山口新田、鎧潟
	横戸駐在所	新潟市西蒲区横戸	新潟市西蒲区のうち卯八郎受(旧潟東村)、遠藤、五之上、三方、横戸
	弥彦交番	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	弥彦村全域
	中之口駐在所	新潟市西蒲区三ツ門	新潟市西蒲区のうち打越、姥島、潟浦新、上小吉、高野宮、河馬、小吉、道上、中之口、長場、羽黒、針曽根、東小吉、東中、東船越、福島、真木、牧ヶ島、三ツ門、門田、六分
村上警察署	村上駅前交番	村上市田端町	村上市のうち羽黒口、二之町、三之町、堀片、新町、杉原、石原、若葉町、中川原団地、大欠、緑町１・２・３・４丁目、山居町１・２丁目、南町１・２丁目、飯野１・２・３丁目、飯野桜ヶ丘、羽黒町、長井町、上町、大町、小町、庄内町、久保多町、片町、上片町、加賀町、寺町、大工町、細工町、安良町、泉町、塩町、小国町、鍛冶町、肴町、田端町、飯野西、学校町、松原町１・２・３・４丁目、幸町、村上、本町
	岩船駐在所	村上市岩船上町	村上市のうち八日市、上の山、岩船上町、岩船横新町、岩船中新町、岩船縦新町、岩船新田町、岩船上大町、岩船下大町、岩船岸見寺町、岩船地蔵町、岩船港町、岩船上浜町、岩船下浜町、岩船三日市、岩船北浜町、岩船 粟島浦村全域
	瀬波駐在所	村上市瀬波温泉２丁目	村上市のうち瀬波上町、瀬波中町、瀬波浜町、瀬波横町、瀬波新田町、松波町、瀬波温泉１・２・３丁目、松山、浜新田、

			羽下ヶ渕、下渡、滝の前
	山辺里駐在所	村上市山辺里	村上市のうち上山田、下山田、山辺里、西興屋、東興屋、四日市、天神岡、仲間町、坪根、下相川、上相川、門前、大栗田、菅沼、赤沢、大関、小谷、日下、鋳物師
	早川駐在所	村上市早川	村上市のうち岩ヶ崎、間島、吉浦、早川、馬下、野潟、大月、柏尾
	猿沢駐在所	村上市猿沢	村上市のうち猿沢、川端、檜原、板屋越、鵜渡路、上野、下中島、寺尾、宮ノ下、関口、黒田、塩野町、小須戸、松岡、早稲田、荒沢、蒲萄、大須戸、高根、北大平
	岩沢駐在所	村上市岩沢	村上市のうち岩沢、大場沢、熊登、古渡路、あけぼの、小川、下新保、笹平、釜杭、小揚、柳生戸、中原、朝日中野、十川、新屋、中新保、堀野、石住、上中島、布部、石栗新田、猿田、千縄、茎太、岩崩、三面、薦川
	小口川駐在所	村上市岩船駅前	村上市のうち小口川、下助淵、牧目、南田中、九日市、今宿、大塚、高御堂、新飯田、潟端、塩谷、長松、北新保、岩野沢、山田、飯岡、河内、南大平、指合、殿岡、小出、有明、里本庄、山屋、桃川、上助淵、志田平、七湊、岩船駅前
	坂町交番	村上市坂町	村上市のうち貝附、花立、荒島、春木山、上鍛冶屋、下鍛冶屋、梨木、切田、坂町、藤沢、山口、羽ヶ榎、佐々木、金屋、鳥屋、大津、中倉、名割、中野、長政、南新保、新光寺、荒屋、海老江、荒川縁新田
	平林駐在所	村上市平林	村上市のうち小岩内、川部、平林、葛籠山、宿田、松沢、牛屋、福田、湯の沢
	下関交番	岩船郡関川村大字上関	関川村のうち大字下関、上関、土沢、辰田新、打上、勝蔵、南赤谷、鍬江沢、山本、幾地、湯沢、下川口、安角、大石、金俣、鮎谷、久保、蔵田島、大内淵、聞出、片貝、沼、金丸、八ツ口、上川口、栖木新田、大島、内須川、畑
	上野新駐在所	岩船郡関川村大字上野新	関川村のうち大字上野新、中束、南中、蛇喰、若山、朴坂、上新保、宮前、小和田、高田、桂、平内新、小見、上野山、小見前新田、滝原
	府屋交番	村上市府屋	村上市のうち府屋、岩崎、中浜、伊呉野、堀ノ内、大谷沢、小俣、中継、大代、雷、山熊田、荒川口、朴平、温出、塔下、遅郷、杉平、岩石、勝木、碁石、下大蔵、上大蔵、長坂、垣之内、下大鳥、上大鳥、北田中、北赤谷、遠矢崎、立島、間瀬、寝屋、鵜泊、板屋沢
	寒川駐在所	村上市寒川	村上市のうち寒川、脇川、芦谷、越沢、今川、桑川、笹川、浜新保、板貝
	北中駐在所	村上市北中	村上市のうち北中、大毎、大沢、北黒川、中津原、荒川
新発田警察署	下町交番	新発田市大手町１丁目	新発田市のうち中央町３・４丁目、大手町１・２・３・４・５・６丁目、城北町１・２・３丁目、小舟町１・２・３丁目、大栄町１・２・３・４・５丁目、中田町１・２・３丁目、御幸町１・２・３・４丁目、住吉町１・２・３・４・５丁目、西園町１・２・３丁目、舟入町１・２・３丁目、中曽根町１・２・３丁目、新栄町１・２・３丁目、富塚町１・２・３丁目、舟入、小舟渡、中曽根、奥山新保、富塚、中谷内、西名柄、桑ノ口、長畑、道賀、西宮内の一部(通称赤沼団地)、弓越、中田
	新発田駅前交番	新発田市本町１丁目	新発田市のうち東新町１・２・３・４丁目、新富町１・２・３丁目、本町１・２・３・４丁目、中央町１・２・５丁目、豊町１・２・３・４丁目、諏訪町１・２・３丁目、大栄町６・７丁目、緑町１・２・３丁目、島潟、板敷、岡田の一部(通

			称食品団地)、五十公野の一部(通称杉原、小路)、金谷、東塚ノ目
	天王駐在所	新発田市天王	新発田市のうち天王、三ツ椡、福島、乗廻、中ノ目新田、本田の一部(字中之通)、吉浦、竹俣万代、加治万代、万代、下飯塚の一部(字大沢)、下中ノ目
	乙次駐在所	新発田市乙次	新発田市のうち乙次、池ノ端、大伝、切梅、小坂、戸板沢、下飯塚(字大沢を除く。)、二ツ堂、竹ヶ花、荒町、太斎、赤橋、藤掛
	月岡駐在所	新発田市月岡	新発田市のうち月岡、月岡温泉、本田(字中之通を除く。)、滝沢、上中山の一部(見城２区)
	五十公野駐在所	新発田市五十公野	新発田市のうち五十公野(通称杉原、小路を除く。)、上新保、下新保、古寺、上内竹、丑首、小見、山崎、下内竹、江口、浦、小友、浦新田、松岡、大崎、八幡、八幡新田、法正橋、荒川、瑞波、六日町、上中山(見城２区を除く。)
	赤谷駐在所	新発田市上赤谷	新発田市のうち上赤谷、滝谷、山内、中々山、東赤谷、米倉、大槻
	佐々木駐在所	新発田市曽根	新発田市のうち佐々木、曽根、上中沢、日渡、則清、則清新田、西宮内(通称赤沼団地を除く。)、北蓑口、西蓑口、下興野、太田新田、飯島新田、鳥穴、砂山、飯島(甲、乙)
	菅谷駐在所	新発田市菅谷	新発田市のうち滝、中川、上石川、小出、上寺内、横山、下中山、熊出、溝足、上荒沢、菅谷、下寺内、下石川、丸市、繁山、麓、北中江、中倉、下中江、上中江、蔵光、東宮内、中妻、黒岩
	石喜駐在所	新発田市石喜	新発田市のうち石喜、南楯、東姫田、西姫田、敦賀、大友、宮古木、板山、上羽津、岡田(通称食品団地を除く。)、下高関、上三光、下三光、上楠川、下楠川、虎丸、田貝、本間新田、小戸、下羽津
	七葉駐在所	新発田市上館	新発田市のうち上館、下中、下今泉、館野小路、新屋敷、新保小路、金津、茗荷谷、早道場、三日市、上小松、下小松
	金塚駐在所	新発田市下小中山	新発田市のうち中俵、相馬、岡島、戸野港、大野、寺尾、境、貝塚、金山、金塚、下坂町、下小中山、貝屋、小国谷、平山、横岡、西浦、下西山、湖南(旧加治川村)、金沢
	古川駐在所	新発田市古川	新発田市のうち川尻、押廻、古川、二本木、高山寺、釜杭、草荷、古楯、小島、稲荷、塚田、下城、吉田、野中、向中条、高田、上今泉、関妻、川口、下中、館野小路、下山田、箱岩、住田
	稲荷岡駐在所	新発田市稲荷岡	新発田市のうち稲荷岡、関井、真中、下中沢、古田、富島、福岡、真野原外の一部(元郷道以北東の区域)、真野原の一部(北東部の飛地)、藤塚浜
	米子駐在所	新発田市米子	新発田市のうち小川、米子、宮吉、真野原の一部(北東部の飛地を除く。)、真野原外(元郷道以北東の区域を除く。)、人橋、ニツ山、元郷、長者館、中野、長島、南成田、住吉、中島、高島、片桐、大中島、湖南(旧紫雲寺町)
	聖籠交番	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山	聖籠町のうち大字上大谷内、亀塚、三賀、次第浜、諏訪山、大夫、道賀新田、二本松、別條、真野、丸潟、桃山、山倉、大夫興野(東港交番の所管区域を除く。)、蓮野(東港交番の所管区域を除く。)、藤寄(東港交番の所管区域を除く。)、網代浜(東港交番の所管区域を除く。)、蓮潟(東港交番の所管区域を除く。)
	胎内分庁舎所在地		胎内市のうち東本町、大川町、本町、北本町、西栄町、表町、新栄町、水沢町、西本町、本郷町、二葉町、新和町、若松町、

			住吉町、西条町、協和町、倉敷町、星の宮町、つつじが丘、あかね町、本郷、並槻、半山、羽黒、野中、飯角、関沢、長橋、八田、寅田、小舟戸、船戸、柴橋、草野、新館、西川内、東川内、鷹ノ巣、弥彦岡、塩津、城塚、赤川、清水、大塚、江上、加賀新、久保田、舘ノ越、中条、西条、小牧台
	築地駐在所	胎内市築地	胎内市のうち築地新、築地、下高田、山王、中村浜、笹口浜、松波、高畑、宮瀬、中倉、高橋、苔実、竹島、宮川、北成田、堀口、村松浜、平根台
	乙駐在所	胎内市菅田	胎内市のうち乙、桃崎浜、小地谷、山屋、古館、菅田、平木田、荒井浜、富岡、大出、江尻、地本、八幡、十二天、高野、土作、横道、伊徳寺、小出、高野村新田
	黒川駐在所	胎内市東牧	胎内市のうち黒川、下赤谷、下館、塩沢、蔵王、近江新、東牧、下江端、太田野原、切田
	胎内駐在所	胎内市栗木野新田	胎内市のうち大長谷、夏井、須巻、栗木野新田、持倉、黒俣、下荒沢、鍬江、鼓岡、坪穴、熱田坂、宮久、坂井、小長谷
阿賀野警察署	署所在地		阿賀野市のうち外城町、北本町、日の出町、中央町１・２丁目、中島町、岡山町、下条町、学校町、安野町、南安野町、山口町１・２丁目、若葉町、緑町、稲荷町、百津町、金田町、北園町、みそら野町、水原、天神堂、千原、野地城、庄ヶ宮、里(飛地を除く。)、金沢、深町、市野山、上中、上中野目、荒屋、大野地、境新田、土橋、中島、山口、下条、百津、五分市、下金田、新飯田、中野
	分田駐在所	阿賀野市分田	阿賀野市のうち分田、東町、寺社、上江端、上福岡、水ヶ曽根、西岡、山本新、熊居新田、切梅新田、小境、福田、中潟、堀越、越御堂、牧島、境新、七石、田中、新座、新座下の一部、外山王の一部
	京ヶ瀬駐在所	阿賀野市緑岡	阿賀野市のうち姥ヶ橋、城、田山、窪川原、下黒瀬、上黒瀬、深堀、法柳、法柳新田、金渕（甲、乙)、五郎巻、駒林、曽郷、猫山、緑岡、前山、月崎、六日野、関屋、七島、川前、下里、嘉瀬島、小島、寺社新、粕島、小河原、箸木免、下ノ橋、飯森杉、小里、京ヶ島、清野、京ヶ瀬工業団地
	笹神駐在所	阿賀野市山崎	阿賀野市のうち笹岡、発久、山崎、下山屋、下一分、堤、小栗山、上一分、沢口、女堂、赤水、野村、須走、横山、上山屋、川崎、蒔田、押切(1056 番地１から 1056 番地 12 までを除く。)、折居、下福岡、島田、本明、沖、上関口、山倉、南沖山、上高田、山倉新田、榎船渡、船居、沖ノ館、榎、藤屋、飯山新、高田、中ノ通、上西野、長起、熊堂、上蔵野、上高関、村岡、滝沢、上飯塚、荻島、泉、塚田、上西山、上牧野、向中ノ通
	出湯駐在所	阿賀野市出湯	阿賀野市のうち大宮、今板、出湯、羽黒、次郎丸、畑江、勝屋、湯沢、上坂町、山寺、上山田、上小中山、七浦、十二神、宮島、金屋、大室、村杉、宮下、福井、押切の一部(1056 番地１から 1056 番地 12 まで)、里の一部(飛地)
	安田交番	阿賀野市保田	阿賀野市のうちかがやき、籠田、草水、久保、小浮、小松、沢田、寺社、嶋瀬、新保、千唐仁、布目、野田、羽多屋、福永、丸山、保田、六野瀬、渡場、新座下の一部、外山王の一部
津川警察署	署所在地		阿賀町のうち津川、上ノ山、平堀、広沢、天満、野村、花立、倉ノ平、八木山、田沢、八ツ田、福取、西、赤岩、角島、京ノ瀬、大牧、雲和田、払川、九島
	豊川駐在所	東蒲原郡阿賀	阿賀町のうち日野川(甲、乙、丙)、豊川(甲、乙、丙)、広谷(甲、

		町豊川甲	乙、丙)、神谷(甲、乙、丙)、両郷(甲、乙)、三宝分(甲、乙、丙)、東山、三方(甲、乙)、小手茂、七名(甲、乙)、大倉(甲、乙)、小出
	白崎駐在所	東蒲原郡阿賀町白崎	阿賀町のうち白崎、川口、小花地、谷沢、黒岩、あが野南、岡沢、上島、吉津
	五十沢駐在所	東蒲原郡阿賀町五十沢	阿賀町のうち五十沢、細越、中ノ沢、新谷、行地、古岐、綱木
	熊渡駐在所	東蒲原郡阿賀町熊渡	阿賀町のうち釣浜、石間、取上、石戸、熊渡、長谷、五十島、岩谷、あが野北
	鹿瀬駐在所	東蒲原郡阿賀町向鹿瀬	阿賀町のうち鹿瀬、向鹿瀬
	日出谷駐在所	東蒲原郡阿賀町日出谷乙	阿賀町のうち日出谷(甲、乙)、豊実(甲、乙、丙、丁、戊)
五泉警察署	五泉駅前交番	五泉市駅前１丁目	五泉市のうち本町１・２・３・４・５・６丁目、泉町１・２丁目、宮町、郷屋川１・２丁目、馬場町１・２丁目、錦町、横町１・２・３丁目、南本町１・２・３丁目、吉沢１・２・３丁目、駅前１・２丁目、寺沢１・２・３・４丁目、緑町、赤海１・２・３丁目、曙町、白山、東本町１・２丁目、太田１・２丁目、旭町、学校町、大川前、伊勢の川、北五泉駅前、粟島、水島町、三本木１・２・３丁目、五十嵐新田、木越、五泉、今泉、二ツ柳、能代、川瀬、吉沢、赤海、船越、下条、田屋、猿橋、羽下、下新、太田、三本木、一本杉、高山、論瀬、清瀬、次屋
	橋田駐在所	五泉市橋田	五泉市のうち橋田、菅沢、尻上、大沢、西四ツ屋、町屋、石倉、土深、荻曽根、丸田、小熊、山崎
	川東駐在所	五泉市猿和田	五泉市のうち赤羽、土堀、四ツ屋新、東四ツ屋、猿和田、中川新、菅出、大蔵、柄沢、不動堂、馬下、佐取、小流、小搦、笹堀、荻野島、尾白、大谷、小山田、小栗山、切畑、大須郷
	村松交番	五泉市村松乙	五泉市のうち城下１・２丁目、美郷、村松、村松甲、愛宕、番坂甲、村松乙、村松丙、上木越、木越荒屋、東石曽根、熊野堂、宮野下、石曽根、新田町、本田屋、千原、別所、大口、中島、安出、大原、蛭野、新屋、山谷、下戸倉、上戸倉
	南田中駐在所	五泉市南田中	五泉市のうち村松工業団地１・２・３丁目、刈羽、中野橋、青橋、南田中、上野、寺田、牧、上大蒲原、下大蒲原、高松、笹野町、長橋、中名沢
	川内駐在所	五泉市川内	五泉市のうち川内、下阿弥陀瀬、土渕、水戸野、仙見谷、夏針、熊沢、阿弥陀瀬、暮坪、松野、横渡、笹目、小面谷、下杉川、上杉川、矢津
燕警察署	燕駅前交番	燕市本町２丁目	燕市のうち新栄町、南１・２・３・４・５・６・７丁目、殿島１・２丁目、秋葉町１・２・３・４丁目、白山町１・２・３丁目、井土巻１・２・３・４・５丁目、日之出町、水道町１・２・３・４丁目、燕、井土巻、東太田、杣木、佐渡、小高、小関、花見、桜町、大曲、大関、蔵関、仲町、宮町、新町、穀町、中央通１・２・３丁目、幸町、本町１・２丁目、寿町
	小池駐在所	燕市杉名	燕市のうち小池新町、小池、柳山、杉名、杉柳、道金、八王寺、物流センター１・２・３・４丁目
	小中川駐在所	燕市新生町	燕市のうち新生町、新生町１・２丁目、花園町、灰方、三王渕、関崎、又新、二階堂、勘新、小牧、小古津新、大船渡、小中川、中川、四ツ屋、次新、松橋、長渡、舘野、長所、長所(甲、乙)、上児木、下児木

	分水交番	燕市地蔵堂	燕市のうち五千石荒川１・２丁目、分水あけぼの１丁目、分水新町１・２・３・４丁目、地蔵堂本町１・２・３丁目、分水桜町１・２・３丁目、分水学校町１・２丁目、分水東学校町１・２・３丁目、分水旭町１・２・３・４・５丁目、分水大武１・２・３・４・５丁目、分水向山１・２丁目、上諏訪、中諏訪、下諏訪、分水栄町、分水向陽、分水文京町、地蔵堂、五千石、野中才、新長、大武新田、大川津、中島、源八新田、泉新、新堀、新堀村新田、牧ヶ花、佐善、渡部、幕島、国上、長辰、太田、真木山、牧ヶ花村新田、佐善村新田、分水弥生町、一ノ山１・２丁目、横田、熊森、砂子塚、笈ヶ島、笹曲、新興野
	吉田交番	燕市吉田春日町	燕市のうち吉田栄町、吉田水道町、吉田東栄町、吉田日之出町、吉田春日町、吉田浜首町、吉田弥生町、吉田神明町、吉田幸町、吉田寿町、吉田堤町、吉田松岡町、吉田新町、吉田旭町１・２・３・４丁目、吉田東町、吉田学校町、吉田下町、吉田中町、吉田上町、吉田新田町、吉田大保町、吉田曙町、吉田神田町、吉田若生町、吉田文京町、吉田、吉田宮小路、吉田本所、吉田鴻巣、吉田本町、吉田吉栄、吉田法花堂、吉田下中野、吉田西太田、吉田浜首、吉田松岡新田、吉田矢作、粟生津、下粟生津、高木、上河原、野本、溝、溝古新、田中新
	雀森駐在所	燕市雀森	燕市のうち雀森、米納津、富永、大保、庚塚、小島、佐渡山、西槙、富永十兵衛新田
三条警察署	神明町交番	三条市神明町	三条市のうち本町１・２・３・４丁目、東裏館１・２・３丁目、西裏館１・２・３丁目、居島、元町、旭町１・２丁目、横町１・２丁目、神明町、仲之町、林町１・２丁目、新光町、一ノ門１・２丁目、嘉坪川１・２丁目、嘉坪川、新光
	東三条駅前交番	三条市東三条１丁目	三条市のうち興野１・２・３丁目、塚野目１・２・３・４・５・６丁目、東三条１・２丁目、下坂井、田島１・２丁目、北中、三竹１・２・３丁目、北入蔵１・２・３丁目、東大崎１丁目、西大崎１丁目、松ノ木町、塚野目、大宮新田、東大崎の一部(字江添)
	三条駅前交番	三条市南新保	三条市のうち東新保、曲渕１・２・３丁目、北新保１・２丁目、四日町、南新保、南四日町１・２・３・４丁目、北四日町、西四日町１・２・３・４丁目、西本成寺１・２丁目、桜木町、東本成寺の一部、諏訪１・２・３丁目、西本成寺の一部、西中の一部、五明の一部、金子新田の一部、諏訪新田
	五ノ町交番	三条市本町６丁目	三条市のうち直江町１・２・３・４丁目、島田１・２・３丁目、大野畑、由利、本町５・６丁目、八幡町、荒町１・２丁目、条南町、土場、石上１・２・３丁目、栗林
	燕三条駅交番	三条市下須頃	三条市のうち須頃１・２・３丁目、上須頃、下須頃、大島、代官島、荻島、井戸場
	井栗駐在所	三条市井栗	三条市のうち鶴田１・２・３・４丁目、井栗１・２・３丁目、北野新田、白山新田、三貫地新田、柳場新田、須戸新田、柳川新田、鶴田、西潟
	保内駐在所	三条市上保内	三条市のうち上保内、下保内、柳沢、三柳、牛ケ島
	大崎駐在所	三条市東大崎２丁目	三条市のうち東大崎２丁目、西大崎２・３丁目、麻布、中新、篭場、上野原、東大崎(字江添を除く。)、西大崎
	本成寺駐在所	三条市片口	三条市のうち月岡１・２・３・４丁目、長嶺、吉田、如法寺、月岡、片口、新保、東鱈田、西鱈田、金子新田の一部、袋、南入蔵、入蔵新田、東本成寺の一部、西本成寺の一部、西中

			の一部、五明の一部
	下田交番	三条市荻堀	三条市のうち荻堀、原、桑切、笹巻、長沢、駒込、広手、大平、高屋敷、滝谷、島潟、福岡、高岡、下大浦、馬場、上大浦、大沢、森町、荒沢、棚鱗、田屋、小長沢、檜山、花渕、笹岡、中野原、新屋、鹿熊、鹿峠、飯田、南中、島川原、江口、曲谷、牛ケ首、落合、上谷地、中浦、蝶名林
	八木前駐在所	三条市庭月	三条市のうち北五百川、南五百川、大谷地、名下、栗山、塩野渕、遅場、葎谷、濁沢、早水、牛野尾、長野、笠堀、大谷、院内、庭月、吉ケ平
	尾崎駐在所	三条市尾崎	三条市のうち今井野新田、泉新田、貝喰新田、尾崎、鬼木、鬼木新田、福島新田丙、岡野新田、今井、猪子場新田、川通中町、川通西町、川通東町
	若宮駐在所	三条市若宮新田	三条市のうち善久寺、小古瀬、中島、千把野新田、福島新田(甲、乙)、東光寺、一ツ屋敷新田、新堀、若宮新田、渡前、芹山、中曽根新田
	大面駐在所	三条市大面	三条市のうち吉野屋、矢田、蔵内、北潟、大面、高安寺、小滝、茅原、戸口、安代、前谷内、帯織、山王、岩淵、栄荻島、九之曽根
加茂警察署	加茂駅前交番	加茂市駅前	加茂市のうち石川１・２丁目、幸町１・２丁目、番田、新栄町、栄町、旭町、寿町、大郷町１・２丁目、上条、皆川、本町、仲町、上町、五番町、新町１・２丁目、若宮町１・２丁目、駅前、穀町、岡ノ町、松坂町、矢立、千刈１・２・３丁目、青海町１・２丁目、神明町１・２丁目、陣ヶ峰、赤谷、学校町、都ヶ丘、希望ヶ丘、大字加茂、上条
	黒水駐在所	加茂市大字黒水	加茂市のうち大字黒水、長谷、下土倉、上土倉、上大谷、中大谷、下大谷、上高柳、下高柳、宮寄上、西山
	狭口駐在所	加茂市秋房	加茂市のうち八幡１・２・３丁目、桜沢、秋房、大字狭口
	下条駐在所	加茂市大字下条	加茂市のうち柳町１・２丁目、小橋１・２丁目、中村、横江、大字下条
	加茂新田駐在所	加茂市大字加茂新田	加茂市のうち高須町１・２丁目、芝野、大字加茂新田、山島新田、天神林
	須田駐在所	加茂市大字後須田	加茂市のうち大字田中新田、鵜森、砂押新田、前須田、後須田、北潟、五反田
	田上交番	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田	田上町全域
長岡警察署	長岡駅交番	長岡市城内町２丁目	長岡市のうち今朝白１・２・３丁目、台町１・２丁目、福住１・２・３丁目、大手通１・２丁目、殿町１・２・３丁目、東坂之上町１・２・３丁目、城内町１・２・３丁目、坂之上町１・２・３丁目、関東町、袋町１・２・３丁目、神田町１丁目、旭町１・２丁目、長町１丁目
	川崎交番	長岡市川崎５丁目	長岡市のうち川崎町、川崎１・２・３・４・５・６丁目、干場１・２丁目、東神田１・２・３丁目、地蔵１・２丁目、愛宕１・２・３丁目、東栄１・２・３丁目、琴平１・２丁目、美園１・２丁目、豊１・２丁目、堀金１・２・３丁目、新保１・２・３・４・５丁目、稽古町
	新町交番	長岡市西新町２丁目	長岡市のうち西新町１・２丁目、東新町１・２・３丁目、東新町、新町１・２・３丁目、琴平３丁目、泉１・２丁目、石内１・２丁目、松葉１・２丁目、西蔵王１・２・３丁目、蔵王１・２・３丁目、蔵王町、東蔵王１・２・３丁目、城岡１・２・３丁目、城岡町、寿１・２・３丁目、北園町、原町１

			・２丁目、下々条１・２・３・４丁目、中島７丁目、昭和２丁目、西神田１・２丁目、西神田町、神田町２・３丁目、長町２丁目
	千手交番	長岡市西千手２丁目	長岡市のうち宮原１・２・３丁目、三和１・２・３丁目、千歳１・２・３丁目、南町１・２・３丁目、千手１・２・３丁目、西千手１・２・３丁目、幸町１・２・３丁目、柏町１・２丁目、左近町、三和町、草生津１・２・３丁目、左近１・２・３丁目、山田１丁目、本町１・２・３丁目、表町１・２・３・４丁目、柳原町、春日１・２丁目、船江町、上田町、渡里町、呉服町１・２丁目、山田２・３丁目、日赤町１・２・３丁目、信濃１・２丁目、中島１・２・３・４・５・６丁目、水道町１・２・３・４・５丁目、昭和１丁目、寺島町の一部（信濃川右岸の地域）、草生津町の一部（信濃川右岸の地域）、岡村町の一部（信濃川右岸の地域）
	宮内交番	長岡市曲新町	長岡市のうち宮内１・２・３・４・５・６・７・８丁目、要町１・２・３丁目、宮栄１・２・３丁目、摂田屋１・２・３・４・５丁目、曲新町、曲新町１・２・３丁目、宮内町、摂田屋町、定明町、水梨町、平島町、今井町、大宮町、豊詰町、十日町、片田町、下条町、前島町、上前島町、上前島１・２・３丁目、青山町、青山新町、青島町、南陽１・２丁目、沢田１・２・３丁目、笹崎１・２・３丁目、曙１・２・３丁目、東宮内町、平島１・２・３丁目、今井１・２・３丁目、西宮内１・２丁目
	四郎丸交番	長岡市四郎丸２丁目	長岡市のうち錦１・２・３丁目、末広１・２・３丁目、花園１・２・３丁目、花園東１・２丁目、土合１・２・３・４・５丁目、前田１・２・３丁目、四郎丸町、四郎丸１・２・３・４丁目、学校町１・２・３丁目、金房１・２・３丁目、住吉１・２・３丁目、上条町、豊田町、弓町１・２丁目、大町１・２・３丁目、大町、美沢１・２・３・４丁目、沖田１・２・３丁目
	悠久町交番	長岡市悠久町３丁目	長岡市のうち青木町、中沢町、千代栄町、栖吉町、成願寺町、東片貝町、西片貝町、悠久町、悠久町１・２・３・４丁目、御山町、中貫町１・２・３丁目、若草町１・２・３丁目、長倉町、長倉西町、長倉南町、長倉１・２・３・４丁目、鉢伏町、高畑町、柿町、町田町、高町１・２・３・４丁目、中沢１・２・３・４丁目、土合町
	希望が丘交番	長岡市喜多町	長岡市のうち北山町、北山１・２・３・４丁目、下山１・２・３・４・５・６丁目、大山１・２・３丁目、宝地町、上除町、上除町西１・２丁目、石動町、石動南町、喜多町、七日町、南七日町、福山町、希望が丘１・２丁目、希望が丘南５・６丁目、新産１・２・３・４丁目、新産東町、下山町、大島町、西津町（飛地を除く。）、草生津町（信濃川右岸の地域を除く。）、岡村町（信濃川右岸の地域を除く。）、向島町、大字日越
	緑町交番	長岡市緑町１丁目	長岡市のうち大島本町１・２・３・４・５丁目、大島新町１・２・３・４・５丁目、三ツ郷屋１・２丁目、三ツ郷屋町、緑町１・２・３丁目、堺町、堺東町、希望が丘３・４丁目、千秋１・２・３丁目、古正寺１・２・３丁目、古正寺町、寺島町（信濃川右岸の地域を除く。）、王番田町、雨池町、高瀬町
	越路交番	長岡市浦	長岡市のうち来迎寺、朝日、浦、神谷、釜ヶ島、飯島、篠花、越路中沢、越路中島、岩野（通称仲島を除く。）、西野（通称泉

		島を除く。)、飯塚、沢下条、飯島善兵エ古新田
塚山駐在所	長岡市西谷	長岡市のうち塚野山、西谷、東谷、千谷沢、岩田、不動沢
竹沢駐在所	長岡市山古志竹沢	長岡市のうち山古志竹沢、山古志東竹沢、山古志種苧原、山古志南平
蓬平町駐在所	長岡市蓬平町	長岡市のうち蓬平町、濁沢町、竹之高地町、山古志虫亀、竹町、釜沢町、横枕町、村松町、鷺巣町
深沢町駐在所	長岡市深沢町	長岡市のうち深沢町、才津西町、才津東町、才津南町、長峰町、上富岡町、上富岡１・２丁目、親沢町、藤橋１・２丁目、西津町の一部（飛地)、西野の一部（通称泉島）
滝谷町駐在所	長岡市滝谷町	長岡市のうち六日市町、渡沢町、滝谷町、三俵野町、妙見町、中潟町、高島町、大川原町、岩野の一部(通称仲島)
浦瀬町駐在所	長岡市浦瀬町	長岡市のうち乙吉町、宮路町、麻生田町、浦瀬町、加津保町、水穴町、桂町、亀崎町
亀貝町駐在所	長岡市亀貝町	長岡市のうち亀貝町、稲葉町、稲保１・２・４丁目、富島町、小曽根町、永田町、新保町、新保６丁目、堀金町、永田１・２・３・４丁目、宮下町、稲保南１丁目の一部
下々条町駐在所	長岡市下々条町	長岡市のうち稲保３丁目、宝１・２・３・４・５丁目、中瀬１・２丁目、下々条町、高見町、高見１・２丁目、東高見１・２丁目、川辺町、天神町、十二潟町、黒津町(信濃川左岸の地域を除く。)、福井町、百束町、四ツ屋町、福島町、七軒町、大黒町、新組町、新組南町、北陽１・２丁目、稲保南１丁目の一部
下柳交番	長岡市荻野１丁目	長岡市のうち宮関１・２・３・４丁目、宮関町、下柳１・２・３丁目、下柳町、荻野町、荻野１・２丁目、藤沢１・２丁目、藤沢町、江陽１・２丁目、堤町、上野町、巻島町、巻島１・２丁目、千秋４丁目、渡場町、槙山町、槙下町、芹川町、李崎町、脇川新田町、川袋町、南新保町、花井町、高野町、三之宮町、大荒戸町、上柳町、雁島町、成沢町、福道町、福戸町、寺宝町、河根川町、新開町、黒津町の一部（信濃川左岸の地域)、蓮潟１・２・３・４・５丁目、蓮潟町、鉄工町１・２丁目
関原町駐在所	長岡市関原町１丁目	長岡市のうち関原町１・２・３・５丁目、関原東町、関原西町、関原南１・２・３・４・５丁目、雲出町、西陵町、白鳥町、高頭町、高寺町、五反田町、新陽１・２丁目
宮本東方町駐在所	長岡市宮本東方町	長岡市のうち宮本町１・２・３・４丁目、宮本堀之内町、宮本東方町、大積町１・２・３丁目、大積三島谷町、大積善間町、大積熊上町、大積灰下町、大積千本町、大積高鳥町、大積折渡町、大積田代町、青葉台１・２・３・４・５丁目、陽光台１・２・３・４・５丁目
栃尾幹部交番	長岡市新栄町３丁目	長岡市のうち新栄町１・２・３丁目、栄町１・２・３丁目、谷内１・２丁目、金町１・２丁目、天下島１・２丁目、金沢１・２・３・４・５・６丁目、栃尾原町１・２・３・４・５丁目、巻渕１・２・３・４丁目、平１・２・３・４・５丁目、平、上樫出、下樫出、栃尾山田町、栃尾新町、栃尾大町、栃尾表町、滝の下町、上の原町、栃尾旭町、仲子町、東町、栃尾本町、中央公園、東が丘、金沢、巻渕、小貫、土ヶ谷、一之渡戸、栃尾山田、栃尾町、天下島、吉水、山屋、明戸、鴉ヶ島、水沢、栃尾岩野外新田、楡原、菅畑の一部(大倉)、入塩川の一部(大倉)、栃尾原
北荷頃駐在所	長岡市北荷頃	長岡市のうち栃尾大野町１・２・３・４丁目、北荷頃、一之貝、軽井沢、比礼、本津川、栃尾大野

	二日町駐在所	長岡市二日町	長岡市のうちニツ郷屋、山口、熊袋、二日町、下塩、人面、文納、滝之口、入塩川(大倉を除く。)、本所、栃尾島田、山葵谷、葎谷、平中野俣、九川、塩中、梅野俣、塩新町、上塩
	東谷駐在所	長岡市栃尾泉	長岡市のうち栃尾宮沢、栃尾泉、大川戸、菅畑(大倉を除く。)、赤谷、小向、栃堀
	吹谷駐在所	長岡市吹谷	長岡市のうち来伝、松尾、栗山沢、寒沢、吹谷、西中野俣、東中野俣、木山沢、森上、半蔵金、田之口、西野俣、中
見附警察署	新町交番	見附市新町１丁目	見附市のうち本町１・２・３・４丁目、学校町１・２丁目、新町１・２・３丁目、南本町１・２・３丁目、葛巻１・２・３丁目、嶺崎町、嶺崎１・２丁目、細越１・２丁目、仁嘉町
	名木野駐在所	見附市双葉町	見附市のうち名木野町、椿澤町、田井町、山崎町、耳取町、鳥屋脇町、熱田町、漆山町、下新町、鹿熊町、池之内町、双葉町、緑町、月見台１丁目
	新潟駐在所	見附市新潟町	見附市のうち新潟町、小栗山町、指出町、下鳥町、片桐町、戸代新田町、内町(通称元町の一部)、本町(通称元町の一部)、元町１・２丁目、新潟西町、新潟東町、美里町
	太田駐在所	見附市神保町	見附市のうち太田町、池之島町、本明町、河野町、宮之原町、牛ヶ嶺町、神保町、栃窪町、佐野町、八十刈町、岩渕町、堀溝町、石地町、杉澤町、庄川町、庄川新田町、島切窪町、山崎興野町、明晶町、月見台２丁目、庄川平町
	今町交番	見附市今町１丁目	見附市のうち青木町、市野坪町、今町１・２・３・４・５・６・７・８丁目、加坪川町、上新田町、北野町、葛巻町、坂井町、三林町、芝野町、下関町、釈迦塚町、昭和町１・２丁目、新幸町、反田町、田之尻町、速水町、福島町、傍所町、本所１・２丁目、本所町、柳橋町、山吉町、今町、坂井町１丁目、葛巻西町、葛巻東町、葛巻南町、西今町、東今町
	中之島交番	長岡市中之島	長岡市のうち中之島、猫興野、真弓、野口、鶴ヶ曽根、亀ヶ谷新田、灰島新田、中興野、大曲戸、大曲戸新田、押切新田、思川新田、池之島、坪根、大口、杉之森、中之島高畑、横山、大保、品之木、関根、島田、長呂、中之島宮内、並木新田、中野東、中野中、中野西、末宝、福原、狐興野、海老島、海老島勇次新田、松ヶ崎新田、中之島中条、上沼新田、中条北、真野代新田、中条新田、下沼新田、中之島西野、信条南、大沼新田、赤沼、小沼新田、中西、西高山新田、六所、西所、稲島、信条西、信条東、三沼
与板警察署	署所在地		長岡市のうち与板町与板、与板町東与板、与板町本与板、与板町槙原、与板町山沢、与板町馬越、与板町岩方、与板町中田、与板町南中、与板町吉津、与板町広野、与板町蔦都、与板町江西２・３・４丁目、与板町城山１丁目
	脇野町駐在所	長岡市脇野町	長岡市のうち脇野町、吉崎、三島上条、逆谷、中永、蓮花寺、気比宮、宮沢、瓜生、下河根川、藤川
	鳥越駐在所	長岡市鳥越	長岡市のうち鳥越、七日市、上岩井、大野、三島中条、三島新保
	島崎駐在所	長岡市島崎	長岡市のうち島崎、荒巻、根小屋、和島北野、三瀬ヶ谷、上桐、両高、城之丘、黒坂
	小島谷駐在所	長岡市小島谷	長岡市のうち小島谷、阿弥陀瀬、若野浦、下富岡、梅田、和島中沢、日野浦、和島高畑、村田、東保内
	寺泊交番	長岡市寺泊荒町	長岡市のうち寺泊金山、寺泊田ノ尻、寺泊花立、寺泊松沢町、寺泊香清水、寺泊小川町、寺泊上荒町、寺泊二ノ関、寺泊烏帽子平、寺泊上片町、寺泊片町、寺泊大町、寺泊上田町、寺泊赤坂、寺泊荒町、寺泊一里塚、寺泊下荒町、寺泊蔵場町、

			寺泊坂井町、寺泊磯町、寺泊敷ノ川、寺泊越ノ浦、寺泊庚塚、寺泊白岩、寺泊雨池、寺泊湊町、寺泊小屋場、寺泊藪田、寺泊箕輪、寺泊郷本、寺泊志戸橋、寺泊山田、寺泊松田、寺泊大和田、寺泊明ヶ谷、寺泊田頭、寺泊夏戸、寺泊年友、寺泊本山、寺泊弁才天、寺泊蛇塚、寺泊中曽根、寺泊当新田、寺泊大地、寺泊京ヶ入、寺泊下曽根、寺泊川崎、寺泊吉、寺泊引岡、寺泊戸崎、寺泊本弁、寺泊円上寺、寺泊小豆曽根、寺泊新長、寺泊木島、寺泊野積
	大河津駐在所	長岡市寺泊敦ヶ曽根	長岡市のうち寺泊岩方、寺泊田尻、寺泊町軽井、寺泊北曽根、寺泊敦ヶ曽根、寺泊万善寺、寺泊高内、寺泊求草、寺泊入軽井、寺泊矢田、寺泊鰐口、寺泊下桐、寺泊竹森、寺泊硲田、寺泊五分一、寺泊有信、寺泊平野新村新田、寺泊下中条
	出雲崎駐在所	三島郡出雲崎町大字大門	出雲崎町全域
小千谷警察署	小千谷駅交番	小千谷市東栄１丁目	小千谷市のうち千谷川１・２・３・４丁目、日吉１・２丁目、元町、東栄１・２・３丁目、旭町、本町１・２丁目、平成１・２丁目、上ノ山１・２・３・４・５丁目、稲荷町、城内１・２・３・４丁目、土川１・２丁目、平沢１・２丁目、大字葎生(通称元中子、山寺、葎生本村、木津町、信濃町、木津団地、津山町)、浦柄、小栗山、南荷頃、横渡、塩谷、上片貝の一部(通称大原、川向）、桜町、平沢新田、千谷川
	川口交番	長岡市東川口	長岡市のうち川口相川、川口荒谷、川口牛ケ島、川口木沢、川口田麦山、川口峠、川口中山、川口武道窪、川口和南津、西川口、東川口
	吉谷駐在所	小千谷市大字西吉谷	小千谷市のうち若葉１・２・３丁目、大字東吉谷、西吉谷、四ツ子、池ヶ原、池中新田、時水、藪川、谷内、両新田、土川
	山辺駐在所	小千谷市大字上片貝	小千谷市のうち栄町、船岡１・２・３丁目、大字上片貝（通称大原、川向を除く。)、山本、西中
	真人駐在所	小千谷市真人町	小千谷市のうち真人町(字芋坂、時之島を除く。)
	岩沢駐在所	小千谷市大字岩沢	小千谷市のうち真人町の一部(字芋坂、時之島)、大字岩沢、豊久新田、川井、川井新田、塩殿
	片貝駐在所	小千谷市片貝町	小千谷市のうち片貝町、高梨町、片貝山屋町、鴻巣町
	小栗田駐在所	小千谷市大字小栗田	小千谷市のうち大字小栗田、三仏生、坪野、千谷、山谷
小出警察署	署所在地		魚沼市のうち本町１・２・３丁目、稲荷町１丁目、諏訪町１丁目、横町１・２丁目、浦町１丁目、柳原１丁目、中ノ島、佐梨、古新田、小出島、大塚新田、青島、四日町、日渡新田、井口新田、七日市、七日市新田、吉田
	虫野駐在所	魚沼市虫野	魚沼市のうち虫野、伊勢島、原虫野、板木、十日町、大浦、大浦新田、岡新田、干溝、上原、中原
	広神駐在所	魚沼市今泉	魚沼市のうち金ヶ沢、田中、宮沢新田、栗山、親柄、下田、長堀新田、横瀬、清本、小平尾、道島新田、東中、田尻、泉沢、山口、並柳、和田、連日、小庭名、小庭名新田、吉平、吉原、茂沢、水沢、中島、中島新田、今泉、江口、江口新田、新保、新保新田、山田、米沢、一日市、中家、中家新田、中家今新田、池平、池平新田、中子沢、三ツ又、大芋川
	入広瀬駐在所	魚沼市大栃山	魚沼市のうち穴沢、大栃山、平野又、横根、田小屋、芋鞘、大白川

	上条駐在所	魚沼市渋川	魚沼市のうち長鳥、渋川、上長鳥新田、高倉、西名、東野名、西名新田、宮椿新田、福山新田
	須原駐在所	魚沼市須原	魚沼市のうち須原、細野、松川、須川、大原新田、福田新田、大倉沢、三渕沢、赤土、大倉
	湯之谷駐在所	魚沼市湯之谷芋川	魚沼市のうち湯之谷芋川、蓑和田、宇津野、折立又新田、下折立、上折立、大湯温泉、大沢、葎沢
	堀之内交番	魚沼市堀之内	魚沼市のうち堀之内、与五郎新田、大石、下倉、田戸、根小屋、竜光、新道島、下新田、下島、田川、和長島、徳田、吉水、原、明神、魚野地
十日町警察署	十日町駅前交番	十日町市旭町	十日町市のうち５番地から1303番地２、子、丑、寅（甲、乙）、卯、辰（甲、乙）、巳（甲、乙）、午、未（甲、乙）、申甲、酉（甲、乙）、戌、亥（甲、乙）、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、住吉町、下川原町、南新田町１・２・３丁目、河内町、千歳町１・２・３丁目、寿町１・２・３・４丁目、山本町、山本町１・２・３・４・５丁目、宮田町、錦町１・２丁目、美雪町１・２・３丁目、妻有町西１・２・３丁目、妻有町東１・２丁目、明石町、新座甲、新座乙（蕨平、上田原、三ッ山を除く。）、四日町新田、四日町、尾崎（太子堂を除く。）、川治、川治（乙、丙、丁）、山本、北新田、城之古、高山、高山（乙、丙）、八箇（甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛）、中新田、村山新田、大黒沢、小黒沢、泉、宇都宮、春日、中条の一部（五軒新田、入山）、伊達の一部（伊達本村）、高田町１・２・３丁目、丸山町、稲荷町１・２・３丁目、稲荷町３丁目北、稲荷町３丁目南、千代田町、本町１丁目上、本町西１丁目、袋町東、袋町中、袋町西、栄町、昭和町１・２・３・４丁目、本町１丁目下、本町東１丁目、本町２・３・４・５丁目、宮下町東、宮下町西、諏訪町、神明町、関口樋口町、水野町、若宮町、西本町２・３丁目、西寺町、七軒町、泉町、加賀糸屋町、駅通り、西浦町東、旭町、西浦町西、稲荷町３丁目東、田中町東、田中町西、田中町本通り、上川町、田川町１・２・３丁目、学校町１・２丁目、川原町
	中条駐在所	十日町市中条	十日町市のうち中条((甲、乙、丙、丁、戊、己、庚)(五軒新田、入山を除く。))、新座の一部(蕨平、上田原、三ッ山)、尾崎の一部(太子堂)
	下条駐在所	十日町市下条４丁目	十日町市のうち下条１・２・３・４丁目、下条中島、上組、下組、東下組、上新田
	吉田駐在所	十日町市南鐙坂	十日町市のうち小泉、山谷、稲葉、樽沢乙、真田(甲、乙、丙、丁)、南鐙坂、北鐙坂、高島
	土市駐在所	十日町市新宮甲	十日町市のうち馬場(甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸)、新宮(甲、乙)、姿、安養寺、伊達((甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛)(伊達本村を除く。))
	田沢駐在所	十日町市上山	十日町市のうち新屋敷、本屋敷、堀之内、宮中、芋沢、田沢本村、東田沢、如来寺、桂、上山、田中、小原、干溝、荒屋、山崎、通り山、宮沢
	倉俣駐在所	十日町市倉俣	十日町市のうち小出、西方、西田尻、芋川新田、芋川、倉俣、原町、新里、重地、清田山、中里下山、牧畑、小松原、田代、高道山、朴木沢、市之越、白羽毛、程島、東田尻、角間、葎沢、倉下、土倉、桔梗原、鷹羽
	川西駐在所	十日町市中屋敷	十日町市のうち上新井、山野田、東善寺、水口沢、鶴吉、坪山、霜条、友重(甲、乙)、伊勢平治、沖立、高原田、中屋敷、宗正、大白倉寅、小白倉卯、中仙田甲、室島乙、小脇丁、高

			倉戊、藤沢庚、田戸辛、越ヶ沢壬、赤谷癸、岩瀬子、大倉丑、霧谷己
	仁田駐在所	十日町市仁田	十日町市のうち仁田、木落、寺ヶ崎、野口、新町新田、三領、小根岸、上野、下平新田、星名新田、長井新田、上村新田
	松代交番	十日町市松代	十日町市のうち会沢、莇平、池尻、池之畑、犬伏、苧島、海老、片桐山、蒲生、儀明、桐山、小荒戸、小池、小屋丸、清水、菅刈、仙納、太平、滝沢、田野倉、千年、寺田、中子、名平、松代、松代下山、松代田沢、松代東山、孟地、蓬平、室野、福島、奈良立、峠、木和田原
	松之山駐在所	十日町市松之山湯山	十日町市のうち松之山、松之山光間、松之山新山、松之山水梨、松之山小谷、松之山大荒戸、松之山猪之名、松之山橋詰、松之山観音寺、松之山松口、松之山三桶、松之山古戸、松之山藤内名、松之山坂下、松之山沢口、松之山坪野、松之山赤倉、松之山東山、松之山五十子平、松之山湯山、松之山湯本、松之山天水越、松之山天水島、松之山藤倉、松之山東川、松之山中尾、松之山上鰕池、松之山下鰕池、浦田、松之山黒倉
	津南交番	中魚沼郡津南町大字下船渡	津南町のうち大字下船渡(甲、乙、丙、丁、戊、己、庚)、米原丙、中深見の一部(大割野)、外丸(丙、丁、戊)、三箇(甲、乙)、上郷上田の一部(菅沼)
	秋成駐在所	中魚沼郡津南町大字秋成	津南町のうち大字秋成、穴藤、大赤沢丁、中深見(大割野を除く。)、結東((子、丑、寅、卯、辰、巳、午)(横根、大谷内、高野山、下日出山、上日出山、屈岨を除く。))、芦ヶ崎の一部(石板)
	赤沢駐在所	中魚沼郡津南町大字赤沢	津南町のうち大字赤沢、谷内、芦ヶ崎((甲、乙、戊)(石坂を除く。))、上郷上田((甲、乙)(上田小池、菅沼を除く。))、結東の一部(横根、大谷内、高野山)、上郷子種新田の一部(中子)
	上郷駐在所	中魚沼郡津南町大字上郷子種新田	津南町のうち大字上郷大井平、上郷子種新田の一部(子種)、上郷宮野原、上郷寺石(甲、乙、丙、丁、戊)、上郷上田の一部(上田小池)、結東の一部(下日出山、上日出山、屈岨)
南魚沼警察署	署所在地		南魚沼市のうち六日町、大月、東泉田、西泉田、坂戸、小栗山、余川、君帰、美佐島、八幡、欠之上、川窪
	宮駐在所	南魚沼市宮	南魚沼市のうち津久野、津久野上新田、津久野下新田、二日町、岩崎、宮、宮村下新田、深沢、山谷、中川、中川新田、京岡、京岡新田、永松、蛭窪、原、畔地、畔地新田、野中、舞台、清水瀬、土沢、小川
	上原駐在所	南魚沼市上原	南魚沼市のうち上出浦、下出浦、上薬師堂、下薬師堂、野際、妙音寺、岡、山口、田崎、法音寺、藤原、新堀、長森、新堀新田、麓、長森新田、上原、泉、泉新田、上原新田、下原、下原新田
	五日町駐在所	南魚沼市五日町	南魚沼市のうち奥、寺尾、大杉新田、四十日、北田中、宇津野新田、野田、青木新田、五日町
	浦佐交番	南魚沼市浦佐	南魚沼市のうち浦佐、五箇、鰕島、城山新田、名木沢、今町、九日町、市野江、芹田、一村尾
	大崎駐在所	南魚沼市大崎	南魚沼市のうち大崎、柳古新田、今町新田、海士ヶ島新田、穴地、穴地新田、水尾、水尾新田、国際町、八色原
	茗荷沢駐在所	南魚沼市茗荷沢	南魚沼市のうち黒土、黒土新田、大倉、船ヶ沢新田、茗荷沢、茗荷沢新田、荒金、堂島新田、桐沢、荒山、山崎、大桑原、門前、芋赤、湯谷、雷土、雷土新田、山崎新田、前原町
	塩沢交番	南魚沼市塩沢	南魚沼市のうち塩沢、樺野沢、樺野沢新田、中、目来田、天野沢、泉盛寺、栃窪、吉里、上十日町、島新田、竹俣、竹俣新田、片田、思川

	石打舞子駐在所	南魚沼市関	南魚沼市のうち関、上野、上一日市、南田中、宮野下、下一日市、君沢、大沢、石打、中子新田(甲、乙)、大木六新田、中野、大里、仙石、舞子、小木六、大木六、八竜新田、小杉新田、吉山新田、万条新田、姥島新田、徳田新田、五郎丸、丸池新田
	長崎駐在所	南魚沼市長崎	南魚沼市のうち滝谷、蟹沢新田、清水、姥沢新田、一之沢、長崎、三郎丸、早川、枝吉、雲洞、小松沢
	湯沢交番	南魚沼郡湯沢町大字湯沢	湯沢町のうち湯沢１・２・３・４・５丁目、大字湯沢、神立、三俣
	土樽駐在所	南魚沼郡湯沢町大字土樽	湯沢町のうち大字土樽
	苗場警備派出所	南魚沼郡湯沢町大字三国	湯沢町のうち大字三国
柏崎警察署	柏崎駅前交番	柏崎市駅前１丁目	柏崎市のうち東本町１丁目、西本町１・２・３丁目、駅前１・２丁目、新橋、鏡町、錦町、日石町、柳橋町、幸町、宝町、田中、大久保１・２丁目、若葉町、剣野町、城東１・２丁目、元城町、宮場町、関町、米山台１・２・３・４丁目、米山台東、東港町、西港町、三島町、穂波町、緑町、赤坂町、中浜１・２丁目、番神１・２丁目、寿町、南光町、常盤台、三島西、大字劔野、枇杷島
	比角交番	柏崎市小倉町	柏崎市のうち東本町２・３丁目、学校町、中央町、諏訪町、新花町、栄町、北園町、桜木町、大和町、小倉町、北斗町、四谷１・２・３丁目、比角１・２丁目、豊町、扇町、日吉町、長浜町、松美１・２丁目、東長浜町、田塚１・２・３丁目、北半田１・２丁目、三和町、大字田塚
	田尻交番	柏崎市大字上田尻	柏崎市のうち城塚、茨目１・２・３丁目、朝日が丘、長峰町、ゆりが丘、半田、半田１・２・３丁目、岩上、希望が丘、南半田、大字茨目、下田尻、両田尻、安田、佐藤池新田、上田尻、軽井川、中田、藤井、畔屋、与三、平井、本条の一部（通称今熊）
	平成大橋交番	柏崎市槇原町	柏崎市のうち原町、東原町、春日１・２・３丁目、安政町、槇原町、橋場町、小金町、藤元町、柳田町、東柳田、栄田、新田畑、荒浜１・２・３・４丁目、松波１・２・３・４丁目、青山町、大字宮川、椎谷、大湊、上原、山本、土合、土合新田、長崎、長崎新田、下大新田、劔、橋場
	曾地駐在所	柏崎市大字曾地	柏崎市のうち大字曾地、矢田、吉井、花田、曾地新田、小黒須、五十土、成沢、飯塚 刈羽村のうち大字赤田町方、赤田北方、枯木、油田、黒川
	北条駐在所	柏崎市大字北条	柏崎市のうち大字北条、本条(通称今熊を除く。)、小島、山潤、南条、東条
	広田駐在所	柏崎市大字大広田	柏崎市のうち大字旧広田、大広田、東長鳥、西長鳥、吉井黒川
	米山駐在所	柏崎市米山町	柏崎市のうち米山町、大字大平、大清水、上輪新田、上輪、高畔、蕨野、笠島、小杉、青海川、谷根、吉尾
	鯨波駐在所	柏崎市鯨波２丁目	柏崎市のうち鯨波１・２・３丁目、米山台５丁目、米山台西、東の輪町、天神町、新赤坂町、新赤坂１・２・３・４・５丁目、大字鯨波
	新道駐在所	柏崎市大字新道	柏崎市のうち向陽町、大字新道、上方、下方、横山、藤橋、堀、南下、黒滝、貝渕、大河内新田、宮之窪、上条、山口、佐水、芋川、小田山新田、古町、野田、宮川新田、田屋、木沢、細越、水上、久米、女谷、折居、市野新田、清水谷

	西山駐在所	柏崎市西山町西山	柏崎市西山町のうち緑が丘、和田、西山、坂田、中央台、二田、鬼王、黒部、長嶺、新保、北野、大坪、五日市、内方、妙法寺
	刈羽駐在所	刈羽郡刈羽村大字割町新田	刈羽村のうち大字刈羽、正明寺、上高町、下高町、新屋敷、大塚、井岡、割町新田、十日市、西元寺、寺尾、入和田、滝谷、滝谷新田、西谷
	別山駐在所	柏崎市西山町別山	柏崎市西山町のうち別山、灰爪、尾野内、上山田、下山田、田沢、藤掛、池浦、礼拝、伊毛
	石地駐在所	柏崎市西山町石地	柏崎市西山町のうち石地、大津、尾町、甲田、浜忠、大崎、鎌田、後谷
	高柳駐在所	柏崎市高柳町岡野町	柏崎市高柳町全域
	鯖石駐在所	柏崎市大字加納	柏崎市のうち大字加納、宮平、与板、善根、山室、大沢、石曾根、森近
	小国交番	長岡市小国町相野原	長岡市のうち小国町山野田、小国町大貝、小国町三桶、小国町苔野島、小国町原、小国町森光、小国町小栗山、小国町諏訪井、小国町太郎丸、小国町小国沢、小国町法末、小国町上岩田、小国町楢沢、小国町新町、小国町相野原、小国町二本柳、小国町上谷内新田、小国町法坂、小国町桐沢、小国町横沢、小国町武石、小国町七日町、小国町千谷沢、小国町上新田、小国町下新田、小国町八王子
上越警察署	高田交番	上越市西城町３丁目	上越市のうち東本町１・２・３・４・５丁目、北本町１・２・３・４丁目、西城町１・２・３・４丁目、北城町１・２・３・４丁目、東城町３丁目、大手町、本城町、稲田１・２・３・４丁目、高土町１・２・３丁目、高土町受地、栄町、幸町、平成町、大字四ヶ所、下稲田、寺、戸野目、戸野目古新田、門田新田、西市野口、上稲田
	上越妙高駅前交番	上越市大和２丁目	上越市のうち南本町１・２・３丁目、南新町、南城町１・２・３・４丁目、東城町１・２丁目、中通町、大町１丁目、南高田町、大和１・２・３・４・５・６丁目、子安新田、鴨島、鴨島１・２・３丁目、新南町、土合、脇野田、大字高田新田、今泉、稲荷、中田原の一部、下中田、大字島田、島田下新田、下箱井、中箱井、上箱井、五ヶ所新田、七ヶ所新田、丸山新田、下新田、岡原、寺町、木島、島田上新田、西田中、石沢
	高田駅前交番	上越市仲町４丁目	上越市のうち仲町１・２・３・４・５・６丁目、本町１・２・３・４・５・６・７丁目、大町２・３・４・５丁目、寺町１・２・３丁目、昭和町１丁目、昭和町２丁目(旧大字土橋を除く。)、上昭和町、御殿山町、大貫３・４丁目、大字飯、滝寺(通称福岡団地を除く。)、下正善寺、中正善寺、上正善寺、宇津尾、上綱子、中ノ俣、大貫(通称金谷、神山地区を除く。)、塚田新田、京田
	春日山交番	上越市新光町１丁目	上越市のうち新町、新光町１・２丁目、中門前１・２・３丁目、木田１・２・３丁目、木田新田１・２丁目、藤巻、春日山町１・２・３丁目、大豆１・２丁目、春日野１・２丁目、昭和町２丁目の一部(旧大字土橋)、山屋敷町、大学前、藤野新田、富岡、大道福田、大字藤巻、土橋、岩木、滝寺の一部(通称福岡団地)、木田、薄袋、藤新田、宮野尾、牛池新田、春日、中門前、大豆、木田新田、中屋敷、寺分、愛宕国分、大場、毘沙門国分寺、藤野新田、富岡の一部(北陸自動車道南側の地域)
	直江津駅交番	上越市東町	上越市のうち五智１・２・３・４・５・６丁目、五智新町、

			国府１・２・３丁目、石橋１・２丁目、西本町１・２・３・４丁目、東町、中央１・２・３・４・５丁目、栄町１・２丁目、新光町３丁目、石橋、加賀町、東雲町１・２丁目、住吉町、大字五智国分、石橋、三交、居多、轟木
	三ツ屋交番	上越市安江１丁目	上越市のうち安江１・２・３丁目、佐内町、三ツ屋町、下門前、田園、日之出町、塩屋新田、上源入、下源入、大字下門前、安江、塩屋新田、上源入、下源入、三田、三田新田、福田、福橋、横曽根、三ツ橋新田、三ツ橋、小猿屋、小猿屋新田、下真砂(13 番地から 380 番地４)、石橋新田 上越市頸城区のうち西福島、下吉、上吉、松本、市村、美しが丘、望ヶ丘、上三分一、下三分一、北四ツ屋、浮島
	直江津港交番	上越市港町２丁目	上越市のうち川原町、春日新田１・２・３・４・５丁目、港町１・２丁目、大字高崎新田、黒井、上荒浜、下荒浜(750・751 番地を除く。)、松村新田、春日新田、夷浜の一部(県営住宅)、遊光寺浜
	灰塚駐在所	上越市大字灰塚	上越市のうち大貫１・２丁目、大字灰塚、小滝、下馬場、朝日、黒田、上門前、地頭方、青木、向橋、中田原、塩荷谷、上湯谷、後谷、大貫の一部(通称金谷、神山地区)、上中田、儀明
	天野原駐在所	上越市大字本長者原	上越市のうち桜町、子安、とよば、大字天野原新田、下四ツ屋、西松野木、本長者原、長者町、新長者原、今池、藪野、辰尾新田、東稲塚新田、上新町、下新町、上富川、下富川、子安、池、熊塚、下稲塚
	上野田駐在所	上越市大字上野田	上越市のうち大字上野田、長面、下野田、茨沢、藤塚、下池部、吉岡、劔、四辻町、稲、上雲寺、新保古新田、本新保、本道、桐原、市野江、上池部、東市野口、野尻
	諏訪駐在所	上越市大字南新保	上越市のうち大字南新保、大日、中田新田、上島、中々村新田、平岡、南田屋新田、北田屋新田、大道福田、富岡(北陸自動車道南側の地域を除く。)、諏訪、上真砂、杉野袋、北新保、高森、東原、鶴町、北田中、米岡、荒屋、虫川、米町
	高士駐在所	上越市大字高津	上越市のうち大字高和町、元屋敷、稲谷、上曽根、下曽根、高津、飯田、森田、十二ノ木、北方、南方、大口、妙油、東京田、松塚
	長浜駐在所	上越市大字長浜	上越市のうち大字虫生岩戸、長浜、有間川、丹原、鍋ヶ浦、吉浦、茶屋ヶ原、西戸野、花立、中桑取、三伝、高住、下綱子、西山寺、小池、西鳥越、上宇山、下宇山、中桑取新田、鍛冶免分、西横山、諏訪分、小池新田、西吉尾、東吉尾、大渕、増沢、土口、北谷、西谷内、皆口、横畑
	保倉駐在所	上越市大字下吉野	上越市のうち大字駒林、下百々、小泉、長岡、長岡新田、下名柄、下吉野、上吉野、上名柄、青野、石川、五野井、下五貫野、上五貫野、岡崎新田、田沢新田、福岡新田、飯塚、川端、中真砂、東中島、上千原、下真砂(13 番地から 380 番地 4 を除く。)
	安塚幹部交番	上越市安塚区安塚	上越市安塚区のうち安塚、坊金、細野、牧野、板尾、袖山、松崎、上方、本郷、石橋、芹田、行野、和田、下方
	信濃坂駐在所	上越市安塚区信濃坂	上越市安塚区のうち高沢、樽田、円平坊、信濃坂、二本木、真荻平、須川、上船倉、大原、小黒、戸沢、切越、菅沼、朴ノ木、下船倉
	浦川原駐在所	上越市浦川原区顕聖寺	上越市浦川原区全域
	大平駐在所	上越市大島区	上越市大島区全域

		大平	
	柳島駐在所	上越市牧区柳島	上越市牧区のうち宮口、山口、東松ノ木、荒井、柳島、小川、国川、樫谷、泉、神谷、大月、川井沢、池舟、七森、吉坪、片町、平方、坪山、落田、平山
	桜滝駐在所	上越市牧区桜滝	上越市牧区のうち岩神、高尾、田島、原、上昆子、下昆子、上牧、府殿、棚広新田、宇津俣、下湯谷、桜滝、倉下、棚広、今清水、切光、高谷
	柿崎幹部交番	上越市柿崎区柿崎	上越市柿崎区のうち柿崎、法音寺、金谷、東谷内、雁海、栃窪、下中山、山谷、小萱、直海浜、高寺、阿弥陀瀬、下小野、柳ヶ崎、角取、行法、川井、下条、落合、上金原、桜町新田、上小野、川田、下金原、上直海、江島新田、荻谷、百木、上下浜、三ツ屋浜、馬正面、坂田新田、上下浜新田、竹鼻
	米山寺駐在所	上越市柿崎区米山寺	上越市柿崎区のうち米山寺、高畑、芋島、水野、下牧、平沢、岩野、下灰庭新田、黒岩、東横山、旭平、松留、上中山、猿毛、城腰、岩手、芋島新田、猿毛新田
	犀潟駐在所	上越市大潟区犀潟	上越市のうち大字西ヶ窪浜、夷浜新田、夷浜(県営住宅を除く。)、下荒浜の一部(750・751番地) 上越市大潟区のうち犀潟、渋柿浜、潟守新田
	土底浜駐在所	上越市大潟区土底浜	上越市大潟区のうち四ツ屋浜(236番地３から337番地１までを除く。)、下小船津浜、上小船津浜、土底浜(字古新田を除く。)、潟田、蜘ヶ池
	潟町駐在所	上越市大潟区潟町	上越市大潟区のうち潟町、雁子浜、内雁子、内雁子新田、九戸浜、岩野古新田、吉崎新田、高橋新田、里鵜島新田、山鵜島新田、米倉新田、和泉新田、長崎、土底浜の一部(古新田)、四ツ屋浜の一部(236番地３から337番地１まで)
	頸城駐在所	上越市頸城区百間町	上越市頸城区のうち島田、五十嵐、下千原、千原、諏訪、百間町、上神原、下神原、北福崎、榎井、榎下、下米岡、下中島、城野腰、松橋、松橋新田、舟津、森下、宮本、北方、青野、宮原、潟口、飯田、東俣、柿野、川袋、下中村、鵜ノ木、立崎、片津、姥谷内、大坂井、田中、下池田、西湊、西港、岡田、中柳町、上柳町、富田、柳町新田、寺田、大谷内、下柳町、中城、戸口野、上泉、手宮、石神、石神新田、塔ヶ崎、森本、花ヶ崎、並木、川原、上増田、天ヶ崎、大蒲生田、日根津、上池田、大潟、玄僧、矢住、中増田、下増田、仁野分、手島、石神古川
	吉川駐在所	上越市吉川区原之町	上越市吉川区全域
	板倉交番	上越市板倉区針	上越市板倉区全域
	清里駐在所	上越市清里区岡野町	上越市清里区全域
	三和駐在所	上越市三和区井ノ口	上越市三和区全域
	名立駐在所	上越市名立区名立小泊	上越市名立区全域
妙高警察署	下町交番	妙高市下町	妙高市のうち下町、東雲町、石塚町１・２丁目、新工町、工団町、大崎町、中川、東陽町、高柳１・２丁目、関川町１・２丁目、諏訪町１・２丁目、美守１・２・３丁目、田町１・２丁目、中央町、小出雲１・２・３丁目、広田町、経塚町、渋江町、学校町、末広町、錦町１・２丁目、白山町１・２・３・４丁目、上町、栄町、朝日町１・２丁目、中町、大字新

			井(通称新井新田を除く。)、石塚、中川、美守、小出雲、姫川原、中宿、高柳、川上
	柳井田駐在所	妙高市柳井田２丁目	妙高市のうち柳井田１・２・３・４・５丁目、栗原１・２・３・４・５丁目、月岡１・２丁目、国賀１・２丁目、広島１・２・３丁目、上百々１・２丁目、大字吉木、吉木新田、北条、西条、上新保、光明寺新田、十日市、飛田、飛田新田、岡崎新田、乙吉、神宮寺、籠町、宮内、雪森、青田
	妙高高原交番	妙高市大字毛祝坂	妙高市のうち大字田口(東赤倉を除く。)、田切(新赤倉を除く。)、関川、兼俣、蔵々、毛祝坂、杉野沢、樽本丙の一部(通称斑尾)
	関山駐在所	妙高市大字関山	妙高市のうち大字関山(通称赤倉温泉スキー場を除く。)、坂口新田、大谷、米島新田
	大鹿駐在所	妙高市大字大鹿	妙高市のうち大字大鹿、土路、住吉、樽本(甲、乙、丙（通称斑尾を除く。))、西田屋新田、坂下新田、寺尾、今府、窪田新田、中原新田、上大塚新田、中島新田、東田屋新田、橋本新田、岡新田、田中村新田、花房、東福田新田、東四ツ屋新田、葎生、上中村新田、祖父竹、桶海、米島新田、原通
	赤倉駐在所	妙高市大字関山	妙高市のうち大字赤倉、二俣、田切の一部(新赤倉)、田口の一部(東赤倉)、関山の一部(通称赤倉温泉スキー場)
	中郷駐在所	上越市中郷区八斗蒔	上越市中郷区全域
	矢代駐在所	妙高市大字志	妙高市のうち大字菅沼、西菅沼新田、三本木新田、東志、上中、志、窪松原、三ツ俣、両善寺、西野谷新田、西野谷、新井の一部(通称新井新田)、上四ツ屋、谷内林新田、上八幡新田、新保新田、坂井新田、長森、五日市、梨木、土田、藤塚新田、猪野山、小丸山新田
	新井南駐在所	妙高市大字小原新田	妙高市のうち大字上堀之内、除戸、下濁川、巻淵、大貝、上濁川、和屋、中横山、大下、木成、小濁、上馬場、上小沢、大濁、坪山、小局、東菅沼、猿橋、長沢原、長沢、東関、楡島、上平丸、下平丸、大沢新田、小原新田、大原新田
糸魚川警察署	糸魚川駅前交番	糸魚川市大町１丁目	糸魚川市のうち寺町１・２・３・４・５丁目、東寺町１・２・３丁目、南寺町１・２・３丁目、押上１・２丁目、南押上１・２・３丁目、京ヶ峰１・２丁目、蓮台寺１・２丁目、一の宮１・２・３・４・５丁目、中央１・２丁目、大町１・２丁目、本町、横町１・２・３・４・５丁目、寺島１・２・３丁目、南寺島１・２丁目、新鉄１・２丁目、上刈１・２・３・４・５・６・７丁目、清崎、大字平牛、羽生、成沢、水保、真光寺、田中、川島、道平、釜沢、粟倉、市野々、御前山、来海沢、真木、岩木、頭山、西中、中谷内、西川原、大谷内、大野、一ノ宮、上刈、寺島、横町、蓮台寺、押上
	根小屋駐在所	糸魚川市大字根小屋	糸魚川市のうち大字大久保、梶山、別所、大神堂、山寺、山口、上横、杉之当、余所、蒲池、上野山、大工屋敷、和泉、栗山、根小屋、東中、上野、上沢、山本、小滝、山之坊、大所、西山
	梶屋敷交番	糸魚川市大字田伏	糸魚川市のうち大字梶屋敷、田伏、大和川、竹ヶ花、中宿、中浜、間脇、厚田、清水山、谷根、西塚、東塚、五十原、下出、上出、滝川原、日光寺、新町、四ツ屋、上覚、西谷内、東海、田屋、道明、東川原、堀切、見滝
	土塩駐在所	糸魚川市大字土塩	糸魚川市のうち大字土塩、越、宮平、中野、中林、坪野、猿倉、吹原、大平、土倉、中川原新田、砂場、北山、角間
	能生交番	糸魚川市栄	糸魚川市のうち栄、桜木、大字能生、木浦、能生小泊、寺山、

			鬼舞、鬼伏、大平寺、桂、鶉石、大王
	槙駐在所	糸魚川市大字槙	糸魚川市のうち大字槙、溝尾、下倉、高倉、藤後、川詰、東谷内、須川、物出、崩、柵口、田麦平、西飛山、中野口、小見、大道寺、鷲尾、柱道、指塩、大沢、平、島道
	藤崎駐在所	糸魚川市大字藤崎	糸魚川市のうち大字百川、藤崎、筒石、徳合、仙納、大洞、空熊新田
	青海交番	糸魚川市大字青海	糸魚川市のうち大字青海、須沢、今村新田、田海、寺地、橋立
	市振駐在所	糸魚川市大字市振	糸魚川市のうち大字歌、外波、市振、上路
佐渡警察署	署所在地		佐渡市のうち阿佛坊、真野大川、大倉谷、大須、金丸、国分寺、静平、下黒山、真野新町、背合、大小、田切須、滝脇、竹田、椿尾、豊田、長石、名古屋、西三川、真野、吉岡、四日町
	相川交番	佐渡市相川羽田町	佐渡市のうち相川一町目、相川二町目、相川三町目、相川四町目、相川一町目浜町、相川一町目裏町、相川二町目新浜町、相川二町目浜町、相川三町目新浜町、相川三町目浜町、相川四町目浜町、相川市町、相川新浜町、相川五郎左衛門町、相川五郎右衛門町、相川馬町、相川下戸町、相川下戸浜町、相川下戸炭屋町、相川下戸炭屋裏町、相川下戸炭屋浜町、相川海士町、相川羽田村、相川下戸村、相川鹿伏、相川江戸沢町、相川新五郎町、相川南沢町、相川大工町、相川諏訪町、相川次助町、相川庄右衛門町、相川清右衛門町、相川上京町、相川中京町、相川下京町、相川上寺町、相川中寺町、相川下寺町、相川嘉左衛門町、相川宗徳町、相川新材木町、相川広間町、相川弥十郎町、相川夕白町、相川勘四郎町、相川四十物町、相川米屋町、相川味噌屋町、相川長坂町、相川八百屋町、相川会津町、相川六右衛門町、相川左門町、相川大床屋町、相川塩屋町、相川羽田町、相川銀山町、相川奈良町、相川柄杓町、相川水金町、相川柴町、相川下山之神町、相川北沢町、相川坂下町、相川炭屋町、相川大間町、相川紙屋町、相川濁川町、下相川、相川小六町、相川石扣町、相川材木町、相川板町、相川西坂町、相川新西坂町、上相川町、相川小右衛門町、相川栄町
	橘駐在所	佐渡市橘	佐渡市のうち相川大浦、高瀬、橘、稲鯨、米郷、二見
	北狄駐在所	佐渡市北狄	佐渡市のうち小川、達者、姫津、北狄、戸地、戸中
	北立島駐在所	佐渡市北立島	佐渡市のうち南片辺、北片辺、石花、後尾、北川内、北立島、入川、高千、北田野浦、小野見、石名、小田、大倉、矢柄、関、五十浦、岩谷口
	佐和田交番	佐渡市中原	佐渡市のうち青野、石田、市野沢、鍛冶町、上長木、上矢馳、河原田諏訪町、河原田本町、窪田、沢根五十里、沢根篭町、沢根炭屋町、沢根町、沢根、下長木、真光寺、長木、中原、二宮、東大通、八幡、八幡新町、八幡町、山田、中興、平清水、泉
	千種駐在所	佐渡市千種	佐渡市のうち千種(字西片を除く。)
	吉井駐在所	佐渡市三瀬川	佐渡市のうち三瀬川、水渡田、大和、吉井、吉井本郷、金井新保、貝塚、安養寺、千種の一部(字西片)
	畑野駐在所	佐渡市畑野	佐渡市のうち畑野、目黒町、寺田、三宮、畉田、栗野江、小倉、坊ヶ浦、大久保、猿八、長谷、宮川、飯持
	松ヶ崎駐在所	佐渡市松ヶ崎	佐渡市のうち多田、松ヶ崎、丸山、浜河内、三川、莚場
	小木駐在所	佐渡市小木町	佐渡市のうち井坪、犬神平、江積、小木大浦、小木、小木町、

			小木金田新田、小木木野浦、琴浦、木流、小比叡、小木強清水、沢崎、宿根木、田野浦、小木堂釜、深浦
	羽茂駐在所	佐渡市羽茂本郷	佐渡市のうち羽茂飯岡、羽茂大石、羽茂大崎、羽茂大橋、羽茂上山田、羽茂亀脇、羽茂小泊、羽茂三瀬、羽茂滝平、羽茂本郷、羽茂村山
	赤泊駐在所	佐渡市赤泊	佐渡市のうち大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、外山、上川茂、下川茂
	両津交番	佐渡市両津湊	佐渡市のうち両津福浦１・２・３丁目、両津夷、両津湊、春日、加茂歌代、浜田、梅津、両津夷新、秋津、長江、上横山、下横山、立野、旭、原黒、潟端、吾潟、白瀬、羽吉、椿、北五十里、玉崎
	河崎駐在所	佐渡市下久知	佐渡市のうち河崎、羽二生、両尾、椎泊、下久知、住吉、久知河内、真木、城腰、両津大川
	水津駐在所	佐渡市水津	佐渡市のうち岩首、東鵜島、豊岡、柿野浦、立間、赤玉、蛇、東立島、東強清水、野浦、月布施、片野尾、水津
	鷲崎駐在所	佐渡市鷲崎	佐渡市のうち鷲崎、見立、北小浦、願、北鵜島、真更川、虫崎、黒姫、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川、歌見
	新穂駐在所	佐渡市新穂大野	佐渡市のうち新穂皆川、新穂舟下、上新穂、下新穂、新穂井内、新穂北方、新穂、新穂大野、新穂武井
	潟上駐在所	佐渡市新穂潟上	佐渡市のうち新穂瓜生屋、新穂青木、新穂正明寺、新穂田野沢、新穂潟上、新穂長畝

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和元年11月２日から施行する。

（警察署協議会の委員の任期の特例）

２　佐渡警察署の新設に伴い、新たに佐渡警察署協議会の委員に委嘱される者の任期は、令和３年５月31日までとする。

正　　誤

令和元年７月12日付け新潟県告示第232号（市（町・村）道の改築工事実施）中

ページ	行	誤	正
4	28	粟島浦村字大平976番67まで	粟島浦村字大平929番67まで